

和泉市就労支援計画

平成 13 年 3 月

和 泉 市

はじめに

我が国の雇用・労働情勢は、昭和 28 年に労働力調査を開始して以来、最悪の失業率を毎年更新する状況にあり、近畿ブロックの失業率においては全国平均より大幅に高く、さらに本市を所管する泉大津公共職業安定所の有効求人倍率は、全国的にも非常に悪くなるなど近年特に悪化の状況が著しく、過去半世紀に経験したことのない極めて厳しい状況となっております。

本市においては、このような厳しい雇用・労働情勢に対応するため、市内 6 か所で職業相談窓口を設置し泉大津公共職業安定所の協力を得て就職の紹介・あっせんをはじめ、合同就職面接会や就職に有利な資格取得講座・能力開発講習会など数々の施策を実施し雇用促進と安定就労に努めています。

また、平成 12 年 4 月の改正地方自治法の施行や雇用対策法、職業安定法の改正・施行にともなって、市町村においても国や府との役割分担をふまえ雇用・労働行政を主体的に展開することが必要となりました。

市町村は住民にとって最も身近な行政であり、市民の期待も大きいことから、本市ではさらに雇用・就労施策の充実を図るため、働く意欲がありながら就労に困難な事情をもち、本人の努力に関わらず就労できない人たちを対象に、自己実現や自立に必要な雇用・就労を実現するために「和泉市就労支援計画」を策定いたしました。

平成 13 年 3 月

【目次】

第1章 就労支援計画の特性.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
1) 雇用・労働行政における地方分権の推進.....	1
2) 雇用・労働行政における市町村の新たな役割.....	1
3) 就労支援計画策定の目的と特性.....	2
4) 就労支援で本市に期待される役割.....	3
2. 計画の推進体制.....	4
3. 計画の期間.....	5
第2章 本市における就労の状況.....	6
1. 本市の就労の状況.....	6
2. 本市の就労の実態.....	10
1) アンケート調査の調査概要.....	10
2) アンケート調査結果の概要.....	11
3) ヒアリング調査の調査概要.....	26
4) ヒアリング調査結果の概要.....	27
3. 就職困難者等の就労阻害要因の概要.....	30
4. 就職困難者等に関する各種制度・計画等の概要.....	33
5. 既存の就労支援施策・事業の現況.....	36
1) 本市における就労支援施策・事業.....	36
2) 国・府などにおける就労支援施策・事業.....	43
第3章 就労支援の基本方針.....	45
1. 就労支援事業の理念.....	45
1) 基本理念.....	45
2) 基本的な展開方向.....	46
2. 就労支援事業の推進体制とその役割.....	47
1) 就労に至る基本的な流れ.....	48
2) 就労支援事業の推進に向けた体制とその役割.....	49
3) 就労支援事業の将来イメージ.....	52
3. 就労支援事業に関連する課題.....	53
4. 就労支援事業メニュー.....	55
1) 就職困難者等が「就労」を本格的に取り組むための前提となるメニュー.....	56
2) 就職困難者等が「就労」を実現するために実践する必要があるメニュー.....	58
3) 就職困難者等の「就労」を地域が一体となって支えるために必要なメニュー.....	59
4) 身近な地域で「就労」の機会・場を確保・創出するために必要なメニュー.....	61
5. 就労支援事業の推進に向けて.....	62
資料編.....	63

第1章 就労支援計画の特性

1. 計画策定の背景と目的

1) 雇用・労働行政における地方分権の推進

平成12年4月に改正地方自治法が施行され、地方分権に向けた動きが具体的にスタートし、雇用対策法や職業安定法などの改正・施行に伴い、雇用・労働行政の分野においては、市町村及び都道府県は、国の施策とあいまって地域の実情に応じて、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならなくなりました。

これは、人びとの価値観や生活様式の多様化をはじめ、情報化や国際化の急速な進展などによって、終身雇用・年功序列といった我が国固有の雇用環境が大きく変化し、従来の産業・雇用政策や企業システムだけでは対応することが困難となったことを受けたものです。そして、雇用・労働行政においても、国・都道府県・市町村それぞれが果たすべき役割があることが明確に打ち出され、市町村においても、今後は雇用・労働行政を主体的に展開していくことが必要となったことを意味しています。

2) 雇用・労働行政における市町村の新たな役割

“雇用・就労”は、住民一人ひとりが、自由で豊かな人生を送るのに必要な経済的な自立の実現に不可欠な手段であり、また一方では、自己実現や社会参加の場・機会、生きがいづくりなどとしても重要な役割を果たすものです。

本市においては、働く意欲のある市民一人ひとりの“雇用・就労”を支援するため、国（ハローワーク）や大阪府などと連携して、職業相談窓口をはじめとしたさまざまな相談窓口の設置、就職情報フェアの開催、雇用・就労に関する情報の提供、パソコンなどを用いた技能・技術講習会・専門資格取得講座の開設など数々の取り組みを行っています。さらに、企業・事業所などに対して各種の制度・施策の周知、従業員研修・意識啓発などの指導などを行ってきました。

しかしながら、現実的には、雇用環境の変化や景気の低迷などもあいまって、雇用情勢がきびしくなっており、市民が自らの持てる個性や能力などを生かして、希望する“雇用・就労”を実現することは、難しい状況にあります。

また、科学技術や情報通信技術などの急激な進展により、専門的な技能や技術の習得が必要とされたり、社会経済情勢の不透明さなどともあいまって、雇用不安や中高年齢者などを対象にしたリストラ・人員整理などがみられるようになってきています。さらに、このようなことを背景に、“雇用・就労”や将来の生活設計に関する意識・関心が低い若年者や多様な働き方を選択する人びとが増えています。

一方では、男女雇用機会均等法などが施行・定着しつつあるものの、依然として性差別や就職差別につながる可能性があります。

このようなことから、本市においては、市民、そのなかでも特に、年齢、身体的機能、家族構成、出身地などのさまざまな要因によって、“雇用・就労”を阻害されている人びとを「就職困難者等」と定義し、国や府などとの連携を強化しつつ、これら「就職困難者等」の就労阻害要因の除去・解消・解決を図り、“雇用・就労”を促進するため、『和泉市就労支援計画』を策定いたしました。

なお、本計画においては、次のような用語の定義に基づき、より広い概念である「就労」を基本的に用いることとしています。

《用語の定義》

雇用……………労働基準法の適用される事業所または事務所において使用され、使用に対する報酬として最低賃金法に定める賃金を支払われることを内容とする労働者と使用者との間の労務供給契約関係を指しています。

就労……………『雇用・就労』の場合の「就労」とは、「雇用」を除き、賃金を得ることを目的にするしなないに関わらず、仕事に従事することを指しています。また、「就労」を単独で用いる場合には、「雇用」を含め仕事に従事すること全般を意味しています。

3) 就労支援計画策定の目的と特性

本計画は、市民に最も身近な行政である本市が、働く意欲のある市民一人ひとりの就労を支援していくため、本市及び関係機関が一体となって取り組むための基本的な方針と具体的な展開方向をとりまとめることを目的に策定しています。

また、本計画は、地域社会をはじめ、関係機関、市内に進出・立地する企業・事業所などとの連携・ネットワーク化などによって、働く意欲のある市民の就労の場を確保・創出するだけでなく、市民・従業者の労働環境の向上、多様な技術・技能の開発・向上など総合的な就労支援もめざしています。

4) 就労支援で本市に期待される役割

就労支援において、本市などの市町村に期待されている役割としては、次のようなものが考えられます。

市町村は、福祉施策をはじめ、広汎な施策を実施・提供していることから、それらの施策を総合的に活用することによって、働く意欲を持つすべての地域住民の就労阻害要因の除去・解消・解決に向けた取り組みを展開することが期待されている。

市町村は、教育や福祉をはじめ、環境、情報など日常生活に密着した今後成長が期待される産業分野の振興を図り、そこで生み出される雇用創出の機会を積極的に活用することが期待されている。

《参考》 新規・成長が期待される 15 分野》

15 分野	雇用規模予測		市場規模予測	
	1995 年	2010 年	1995 年	2010 年
医療福祉関連分野	約 348 万人	約 480 万人	約 38 兆円	約 91 兆円
生活文化関連分野	約 220 万人	約 355 万人	約 20 兆円	約 43 兆円
情報通信関連分野	約 125 万人	約 245 万人	約 38 兆円	約 126 兆円
新製造技術関連分野	約 73 万人	約 155 万人	約 14 兆円	約 41 兆円
流通・物流関連分野	約 49 万人	約 145 万人	約 36 兆円	約 132 兆円
環境関連分野	約 64 万人	約 140 万人	約 15 兆円	約 37 兆円
ビジネス支援関連分野	約 92 万人	約 140 万人	約 17 兆円	約 33 兆円
海洋関連分野	約 59 万人	約 80 万人	約 4 兆円	約 7 兆円
バイオテクノロジー関連分野	約 3 万人	約 15 万人	約 1 兆円	約 10 兆円
都市環境整備関連分野	約 6 万人	約 15 万人	約 5 兆円	約 16 兆円
航空・宇宙（民需）関連分野	約 8 万人	約 14 万人	約 4 兆円	約 8 兆円
新エネルギー・省エネルギー関連分野	約 4 万人	約 13 万人	約 2 兆円	約 7 兆円
人材関連分野	約 6 万人	約 11 万人	約 2 兆円	約 4 兆円
国際化関連分野	約 6 万人	約 10 万人	約 1 兆円	約 2 兆円
住宅関連分野	約 3 万人	約 9 万人	約 1 兆円	約 4 兆円
合 計	約 1,060 万人	約 1,800 万人	約 200 兆円	約 550 兆円

出典：経済構造の変革と創造のための行動計画（平成 7 年 5 月、通産省）

2. 計画の推進体制

この計画は、本市が就職困難者等の就労支援を本格的に取り組むための基本となる計画ですが、この計画の推進に当たっては、国や府、関係機関・団体などとの連携・協力が必要不可欠です。

そこで、それぞれが担うべき機能・役割を次のように考え、これらに沿って、各機関が連携・協力しながら、推進していきます。

市が担うべきと考える機能・役割

就職困難者等の就労及び自立生活に関する悩みや心配ごとなどに関して、適切かつ的確に対応するとともに、地域の多様な企業・事業所、住民団体などとの連携を強化し、就労阻害要因の除去・解消・解決に資するような施策・事業を企画・実施

国が担うべきと想定する機能・役割

就職困難者等の就労に関する相談・指導・情報提供、就労阻害要因の除去・解消・解決を図るための施策・事業に対する支援・協力

府が担うべきと想定する機能・役割

市や国などと連携し、さまざまな就労支援事業や施策の企画・実施と、就労支援事業を後方から支える企業・経済団体などとのネットワークを整備

企業が担うべきと想定する機能・役割

就職困難者等の就労阻害要因の除去・解消・解決に向けた積極的な支援・協力と、体験実習の受け入れや業務の外注化などの推進

地域社会・関係団体等が担うべきと想定する機能・役割

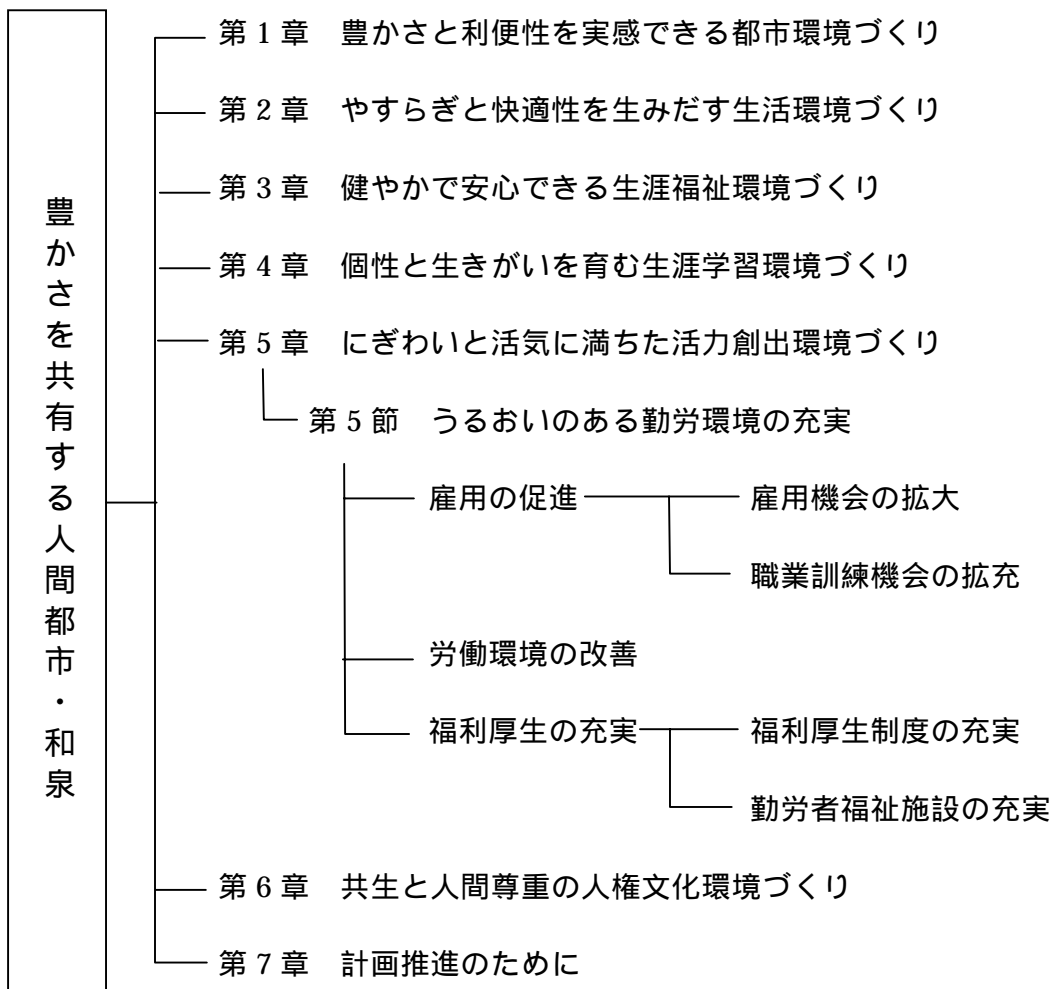
就職困難者等の就労を温かく見守るとともに、新たな事業起こしや事業展開などに関する理解と協力

3. 計画の期間

この計画は、『～豊かさを共有する人間都市・和泉～「和泉市第3次総合計画」』などを受けて、施策・事業の推進にあたっては、平成13年度を基準年次とし、平成22年(2010年)を目標年次と設定します。

そして、施策・事業の成果・実現を図るためには、中・長期を視野に入れて施策・事業を展開する必要があることから、それぞれの施策・事業について、おおむね3年以内の早期、おおむね4～6年以内の中期、おおむね7～10年の長期を想定して、それぞれの期間に取り組むべき施策・事業などを整理します。

《参考》 第3次 和泉市総合計画 - 施策体系(抜粋) - 》



第2章 本市における就労の状況

1. 本市の就労の状況

平成7年の国勢調査を基に、市民の就業状況（労働力状態）をみると、半数以上の市民が就業しており、15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口では、ほぼ3人に2人が就業しています。

また、30～49歳の男性は大半が就業しており、15～29歳と50～64歳の男性は、完全失業者の割合が比較的高くなっています。

一方、女性は、30歳以上になると家事などに専念されることから、労働力としてカウントされない非労働力人口となる人が半数近くとなり、65歳以上では、就業されている人はわずかとなっています。（図表-1・2）

なお、平成12年の国勢調査（速報値）では、本市の総人口は、172,975人と平成7年の総人口156,182人（15歳以上人口128,772人は総人口のうちの82.4%を占めています）に比べて約17,000人増加しており、人口構成や労働力状態は大きく変化しているものと思われます。

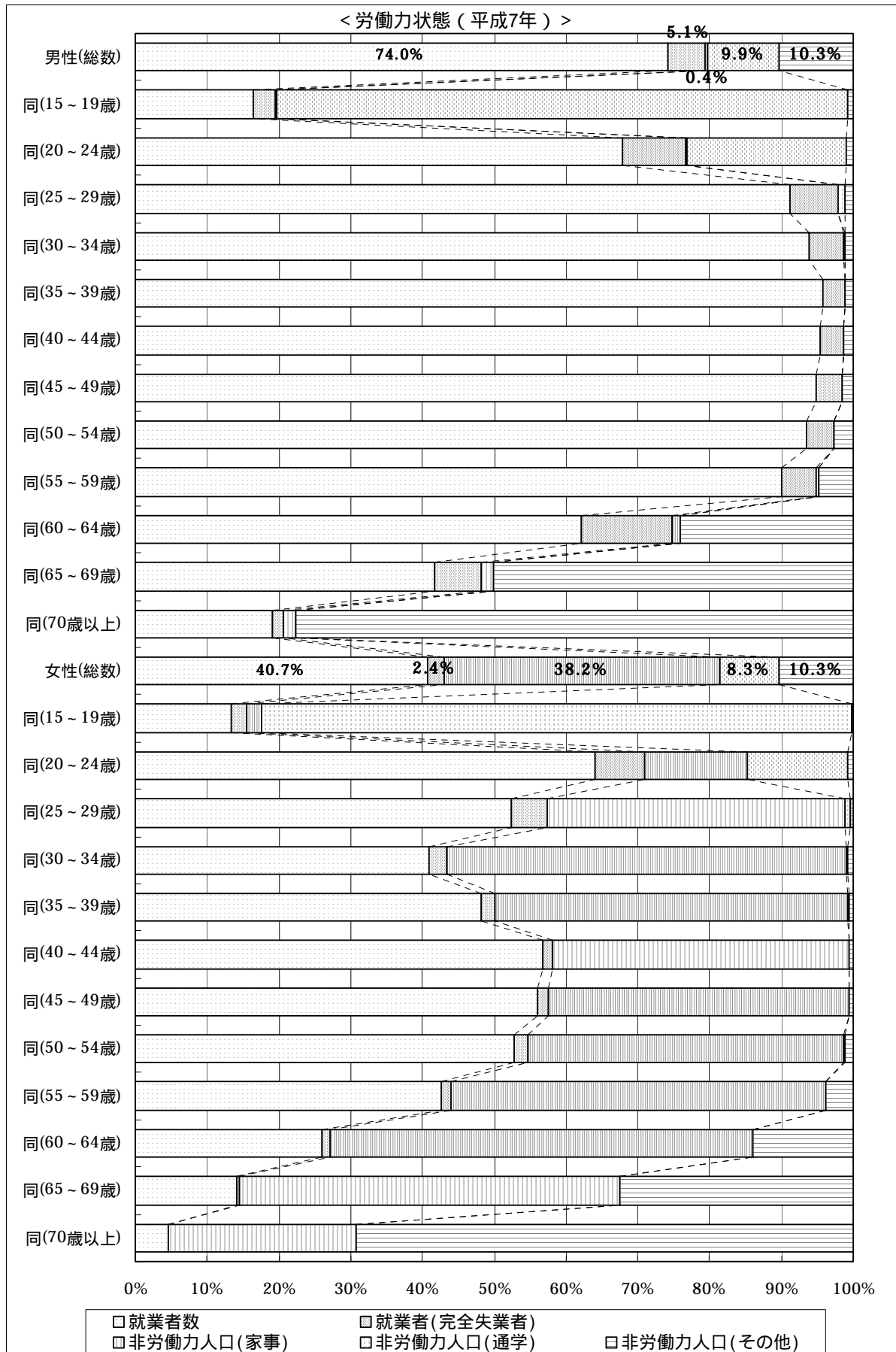
《図表-1 労働力状態》

（単位：人）

		総数	労働力状態				
			総数	労働力人口		非労働力人口	不明
				就業者	完全失業者		
平成7年	15歳以上人口	128,772	77,856	73,127	4,729	50,649	267
		100.0%	60.5%	56.8%	3.7%	39.3%	0.2%
	15～64歳	111,557	74,800	70,338	4,462	36,518	239
		100.0%	67.1%	63.1%	4.0%	32.7%	0.2%
	65歳以上	17,215	3,056	2,789	267	14,131	28
		100.0%	17.8%	16.2%	1.6%	82.1%	0.1%
平成2年	15歳以上人口	116,680	69,286	66,240	3,046	47,116	278
		100.0%	59.4%	56.8%	2.6%	40.4%	0.2%
	15～64歳	103,132	67,067	64,167	2,900	35,816	249
		100.0%	65.0%	62.2%	2.8%	34.8%	0.2%
	65歳以上	13,548	2,239	2,093	146	11,300	9
		100.0%	16.5%	15.4%	1.1%	83.4%	0.1%
昭和60年	15歳以上人口	104,895	63,146	60,266	2,880	41,609	140
		100.0%	60.2%	57.5%	2.7%	39.7%	0.1%
	15～64歳	93,992	61,268	58,524	2,744	32,612	112
		100.0%	65.2%	62.3%	2.9%	34.7%	0.1%
	65歳以上	10,903	1,878	1,742	136	8,997	28
		100.0%	17.2%	16.0%	1.2%	82.5%	0.3%

資料：国勢調査

《図表 - 2 労働力状態（平成7年）》



産業大分類別の15歳以上の就業者数をみると、3人に2人は第3次産業に従事しており、その中でも「サービス業」と「卸売・小売業、飲食店」を合わせると全体の半数近くを占めています。また、第2次産業、その中でも「製造業」の従事者の割合が急速に少なくなってきました。(図表-3)

《図表-3 産業大分類別15歳以上就業者数》

(単位：人、%)

	平成7年			平成2年			昭和60年					
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女			
総数	73,127	100%	46,007	27,120	66,240	100%	42,271	23,969	60,266	100%	39,012	21,252
農業	1,032	1.4%	707	325	1,106	1.7%	781	325	1,587	2.6%	1,138	449
林業	12	0.0%	11	1	18	0.0%	17	1	27	0.0%	26	1
漁業	4	0.0%	3	1	8	0.0%	7	1	8	0.0%	7	1
第1次産業	1,048	1.4%	721	327	1,132	1.7%	805	327	1,622	2.7%	1,171	451
鉱業	7	0.0%	7	0	9	0.0%	8	1	4	0.0%	2	2
建設業	6,855	9.4%	6,022	833	5,140	7.8%	4,545	595	4,309	7.1%	3,934	375
製造業	18,341	25.1%	12,279	6,062	20,600	31.1%	13,389	7,211	20,731	34.4%	13,151	7,580
第2次産業	25,203	34.5%	18,308	6,895	25,749	38.9%	17,942	7,807	25,044	41.6%	17,087	7,957
電気・ガス・熱供給・水道業	576	0.8%	530	46	521	0.8%	477	44	488	0.8%	452	36
運輸・通信業	5,535	7.6%	4,563	972	4,229	6.4%	3,706	523	3,677	6.1%	3,293	384
卸売・小売業、飲食店	16,564	22.7%	8,839	7,725	14,300	21.6%	7,911	6,389	12,548	20.8%	7,286	5,262
金融・保険業	2,435	3.3%	1,105	1,330	2,255	3.4%	1,065	1,190	1,854	3.1%	974	880
不動産業	865	1.2%	627	238	792	1.2%	552	240	490	0.8%	356	134
サービス業	17,540	24.0%	8,483	9,057	13,956	21.1%	7,028	6,928	11,529	19.1%	5,803	5,726
公務	3,137	4.3%	2,688	449	3,034	4.6%	2,634	400	2,862	4.7%	2,509	353
第3次産業	46,652	63.8%	26,835	19,817	39,087	59.0%	23,373	15,714	33,448	55.5%	20,673	12,775
分類不能の産業	224	0.3%	143	81	272	0.4%	151	121	150	0.2%	81	69

注) %は四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

資料：国勢調査

職業大分類別の15歳以上の就業者数をみると、「技能工・採掘・製造・建設作業
者及び労務作業者」が少なくなってきたおり、「専門的・技術的職業従事者」や「事務
従事者」「サービス職業従事者」などが増加傾向にあります。(図表 - 4)

《図表 - 4 職業大分類別 15 歳以上就業者数》

(単位：人、%)

	平成7年					平成2年				
	総数		雇用者	役員、 事業者	家族従 事者等	総数		雇用者	役員、 事業者	家族従 事者等
総数	73,127	100%	57,784	11,471	3,872	66,240	100%	50,600	11,246	4,394
	100%	-----	79.0%	15.7%	5.3%	100%	-----	76.4%	17.0%	6.6%
専門的・技術的職業 従事者	9,621	13.2%	8,409	1,135	77	7,833	11.8%	6,787	963	83
管理的職業従事者	3,081	4.2%	1,260	1,816	5	2,625	4.0%	968	1,652	5
事務従事者	14,719	20.1%	13,377	700	642	12,881	19.4%	11,754	414	713
販売従事者	11,560	15.8%	8,565	2,423	572	10,135	15.3%	7,018	2,378	739
サービス職業従事者	4,854	6.6%	3,587	769	498	3,686	5.6%	2,457	742	487
保安職業従事者	1,874	2.6%	1,867	7	0	1,739	2.6%	1,736	3	0
農林漁業作業者	1,027	1.4%	75	612	340	1,117	1.7%	94	657	366
運輸・通信従事者	3,067	4.2%	2,827	225	15	2,824	4.3%	2,594	211	19
技能工・採掘・製造・ 建設作業者及び労務 作業者	23,115	31.6%	17,623	3,770	1,722	23,127	34.9%	16,943	4,206	1,978
分類不能の職業	209	0.3%	194	14	1	273	0.4%	249	20	4

	昭和60年				
	総数		雇用者	役員、 事業者	家族従 事者等
総数	60,266	100%	44,888	10,871	4,507
	100%	-----	74.5%	18.0%	7.5%
専門的・技術的職業 従事者	6,630	11.0%	5,795	773	62
管理的職業従事者	2,243	3.7%	752	1,487	4
事務従事者	10,972	18.2%	9,993	342	637
販売従事者	8,685	14.4%	5,587	2,314	784
サービス職業従事者	3,211	5.3%	2,057	720	434
保安職業従事者	1,719	2.9%	1,716	3	0
農林漁業作業者	1,613	2.7%	89	1,026	498
運輸・通信従事者	2,600	4.3%	2,425	151	24
技能工・採掘・製造・ 建設作業者及び労務 作業者	22,444	37.2%	16,328	4,052	2,064
分類不能の職業	149	0.2%	146	3	0

注) %は四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

資料：国勢調査

2. 本市の就労の実態

本市に居住する 15 歳以上 65 歳未満の市民の就労状況及び課題・問題点などを把握するため、アンケート調査とヒアリング調査を実施しました。

1) アンケート調査の調査概要

平成 12 年 11 月 1 日時点で、本市に居住されている 15 歳以上 65 歳未満の方の中から、5,000 人を無作為抽出し、平成 12 年 12 月 1 日を基準日として、アンケートにご回答いただきました。

アンケート票は、平成 12 年 12 月 22 日に郵送し、12 月 31 日を締め切り日として郵送で回収を行いました。ただし、延着したのものも、可能な限り集計に加えています。

5,000 票配布のうち、22 票が不到着であったため、実質の配布数は 4,978 票となっており、回収数は 1,658 通であり、うち有効回答数は 1,656 票（有効回答率は 33.3%）となっています。（図表 - 5）

なお、分析に際しては、性別・年齢別・身障者手帳等所有別・母子家庭などの分類によって詳細を分析していますが、それぞれの「不明・無回答」等を除いているため、全体数とは合致しません。

性別の「不明・無回答」24 件、年齢別の「不明・無回答」8 件、身障者手帳所有別の「不明・無回答」159 件、母子家庭以外の世帯等（不明・無回答含む）1,528 件となっています。

《図表 - 5 アンケート結果》

配布数	不到着	実質配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
5,000	22	4,978	1,658	33.3%	1,656	33.3%

2) アンケート調査結果の概要

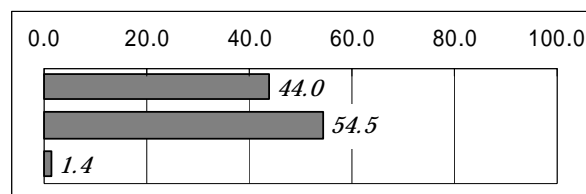
< 回答者の基本属性 >

回答者の性別は、男性よりも女性が少し多くなっています。(図表 - 6)

回答者で、身体障害者手帳を持っている人は6人に1人であり、療育手帳を持っている人は全体の30人に1人となっており、両方の手帳を持っている人は13名となっています。また、母子家庭(母親と19歳以下の子どもがいる家庭)は、128件(全体の7.7%、約13人に1人)であり、同居している子どもの年齢は、「15～19歳」と「10～14歳」がともに半数を超えています。なお、身体障害者手帳あるいは療育手帳を持っている人、母子家庭の母親については、アンケートの実施に関して関係団体の全面的なご協力を得たこともあって、回答者数の割合が実態数や他の調査結果などよりも多くなっています。(図表 - 7・8)

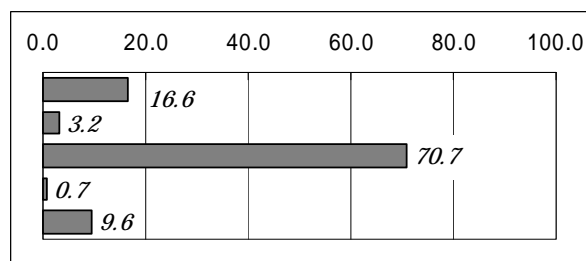
《図表 - 6 回答者の性別》

No.	回答者の性別	回答数	%
1	男性	729	44.0
2	女性	903	54.5
	不明・無回答	24	1.4
	全体	1,656	100.0



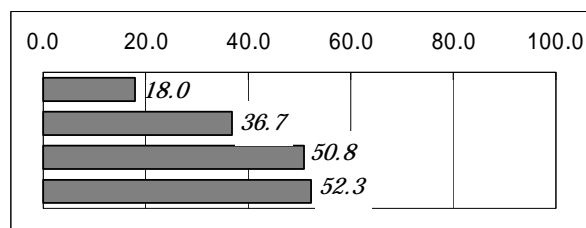
《図表 - 7 身障者手帳等の所有》

No.	身体障害者手帳・療育手帳の所有	回答数	%
1	身体障害者手帳を持っている	275	16.6
2	療育手帳を持っている	53	3.2
3	どちらも持っていない	1,171	70.7
4	わからない	11	0.7
	不明・無回答	159	9.6
	回答総数(累計)	1,669	100.8
	全体	1,656	100.0



《図表 - 8 母子家庭の子どもの年齢》

No.	母子家庭の子どもの年齢	回答数	%
1	0～4歳	23	18.0
2	5～9歳	47	36.7
3	10～14歳	65	50.8
4	15～19歳	67	52.3
	回答総数(累計)	202	157.8
	該当者 計(母子家庭)	128	100.0
	非該当(母子家庭以外)	1,528	

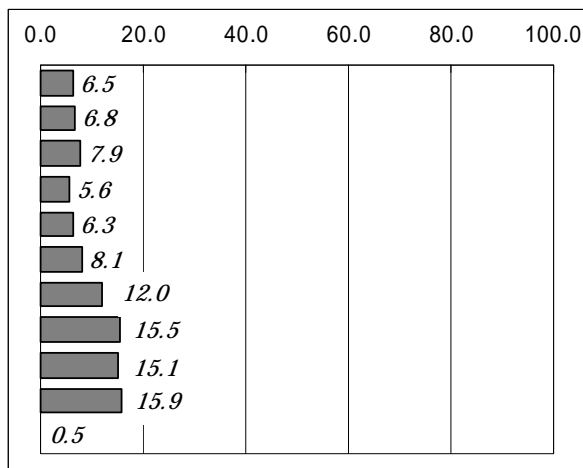


回答者の年齢は、年齢が高くなるにつれて回答者数が多くなっています。

また、身体障害者手帳を持っている人も年齢が高くなるにつれて、回答者が多くなっていますが、療育手帳を持っている人は、20歳代～30歳代前半が多く、母子家庭の母親では30歳代後半～40歳代前半が多くなっており、全体の傾向とは異なっています。(図表-9・10)

《図表-9 回答者の年齢》

No.	回答者の年齢	回答数	%
1	15～19歳	107	6.5
2	20～24歳	113	6.8
3	25～29歳	130	7.9
4	30～34歳	92	5.6
5	35～39歳	105	6.3
6	40～44歳	134	8.1
7	45～49歳	198	12.0
8	50～54歳	256	15.5
9	55～59歳	250	15.1
10	60～64歳	263	15.9
	不明・無回答	8	0.5
	全体	1,656	100.0



《図表-10 回答者の年齢(身障者手帳等の所有別)》

	全体	回答者の年齢										
		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	不明・無回答
合計	1,656 100.0	107 6.5	113 6.8	130 7.9	92 5.6	105 6.3	134 8.1	198 12.0	256 15.5	250 15.1	263 15.9	8 0.5
身体障害者手帳 を持っている	275 100.0	5 1.8	8 2.9	12 4.4	13 4.7	8 2.9	13 4.7	35 12.7	45 16.4	55 20.0	80 29.1	1 0.4
療育手帳を持っ ている	53 100.0	4 7.5	11 20.8	9 17.0	10 18.9	4 7.5	4 7.5	6 11.3	4 7.5	0 0.0	1 1.9	0 0.0
どちらも持って いない	1,171 100.0	87 7.4	87 7.4	104 8.9	63 5.4	82 7.0	109 9.3	145 12.4	182 15.5	157 13.4	152 13.0	3 0.3
わからない	11 100.0	7 63.6	2 18.2	0 0.0	0 0.0	2 18.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

< 就労の状況 >

現在、勤めている人は、約半数であり、働いていない人が3人に1人となっています。(図表 - 11)

そのうち、「常用雇用」は3人に2人程度であり、「パート・アルバイト」は5人に1人程度となっています。(図表 - 12)

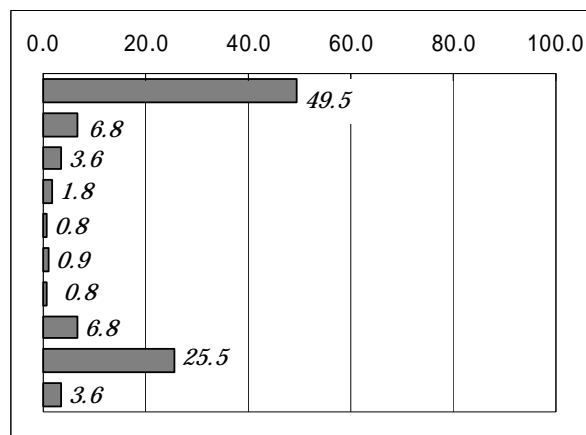
年齢別では、20歳代～50歳代では「勤めている」割合が高く、「働いてはいるが、仕事を探している」割合が高いのは「25～29歳」「60～64歳」となっています。(図表 - 13)

身体障害者手帳・療育手帳を持つ人で、「仕事をしていない」割合は3人に1人程度であり、全体よりも5～10ポイント程度高くなっています。また、「仕事を探している」という割合は身体障害者手帳を持っている人に多く、療育手帳を持っている人では「通所授産施設」「共同作業所(簡易授産施設)」が比較的多くなっています。(図表 - 13)

母子世帯の母親については、「勤めている」が大半であり、全体よりも高くなっています。また、「働いてはいるが、仕事を探している」割合も全体より高く、およそ10人に1人となっています。(図表 - 13)

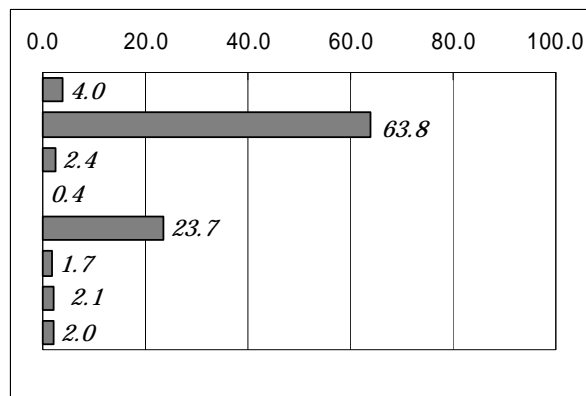
《図表 - 11 就労の状況》

No.	現在の就労の状況	回答数	%
1	勤めている	820	49.5
2	自営業・自由業	113	6.8
3	自営業の手伝い	59	3.6
4	内職	29	1.8
5	通所授産施設	13	0.8
6	共同作業所(簡易授産施設)	15	0.9
7	その他	14	0.8
8	働いてはいるが、仕事を探している	112	6.8
9	仕事をしていない(主婦・学生を含む)	422	25.5
	不明・無回答	59	3.6
	全体	1,656	100.0



《図表 - 12 就労の形態》

No.	勤めている人の就労形態	回答数	%
1	役員	33	4.0
2	常用雇用	523	63.8
3	臨時雇	20	2.4
4	日雇	3	0.4
5	パート・アルバイト	194	23.7
6	派遣社員	14	1.7
7	その他	17	2.1
	不明・無回答	16	2.0
	該当者 計(勤めている人)	820	100.0
	非該当(働いていない人、自営業等)	836	



《図表 - 13 就労の状況（性別・年齢別・身障者手帳等の所有別）》

	全体	現在の就労の状況									
		勤めている	自営業・ 自由業	自営業の 手伝い	内職	通所授産 施設	共同作業 所(簡易 授産施 設)	その他	働いてはい ないが、仕 事を探して いる	仕事はし ていない (主婦・学 生を含む)	不明・無 回答
合計	1,656 100.0	820 49.5	113 6.8	59 3.6	29 1.8	13 0.8	15 0.9	14 0.8	112 6.8	422 25.5	59 3.6
男性	729 100.0	417 57.2	79 10.8	3 0.4	2 0.3	7 1.0	12 1.6	8 1.1	60 8.2	125 17.1	16 2.2
女性	903 100.0	396 43.9	33 3.7	54 6.0	27 3.0	6 0.7	2 0.2	6 0.7	50 5.5	292 32.3	37 4.1
15～19歳	107 100.0	10 9.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 1.9	1 0.9	85 79.4	9 8.4
20～24歳	113 100.0	53 46.9	1 0.9	2 1.8	0 0.0	5 4.4	2 1.8	0 0.0	8 7.1	41 36.3	1 0.9
25～29歳	130 100.0	87 66.9	2 1.5	1 0.8	1 0.8	2 1.5	4 3.1	2 1.5	13 10.0	17 13.1	1 0.8
30～34歳	92 100.0	68 73.9	1 1.1	2 2.2	0 0.0	4 4.3	2 2.2	0 0.0	8 8.7	6 6.5	1 1.1
35～39歳	105 100.0	68 64.8	6 5.7	3 2.9	3 2.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 3.8	19 18.1	2 1.9
40～44歳	134 100.0	83 61.9	12 9.0	2 1.5	3 2.2	1 0.7	3 2.2	1 0.7	3 2.2	22 16.4	4 3.0
45～49歳	198 100.0	114 57.6	19 9.6	10 5.1	1 0.5	0 0.0	1 0.5	3 1.5	13 6.6	34 17.2	3 1.5
50～54歳	256 100.0	150 58.6	19 7.4	12 4.7	3 1.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9 3.5	54 21.1	9 3.5
55～59歳	250 100.0	115 46.0	26 10.4	12 4.8	7 2.8	1 0.4	1 0.4	3 1.2	18 7.2	62 24.8	5 2.0
60～64歳	263 100.0	69 26.2	27 10.3	14 5.3	11 4.2	0 0.0	2 0.8	3 1.1	35 13.3	81 30.8	21 8.0
身体障害者手帳 を持っている	275 100.0	73 26.5	25 9.1	7 2.5	5 1.8	4 1.5	5 1.8	4 1.5	34 12.4	96 34.9	22 8.0
療育手帳を持っ ている	53 100.0	7 13.2	0 0.0	2 3.8	0 0.0	10 18.9	11 20.8	1 1.9	2 3.8	16 30.2	4 7.5
どちらも持って いない	1,171 100.0	659 56.3	77 6.6	40 3.4	20 1.7	0 0.0	1 0.1	8 0.7	63 5.4	282 24.1	21 1.8
わからない	11 100.0	2 18.2	0 0.0	1 9.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 54.5	2 18.2
母子家庭	128 100.0	99 77.3	3 2.3	1 0.8	2 1.6	0 0.0	1 0.8	0 0.0	13 10.2	8 6.3	1 0.8

< (就労していない人の) 就労経験 >

現在就労していない人のうち、就労経験のある人たちは半数以上であり、身体障害者手帳を持っている人は大半経験があるものの、療育手帳を持っている人は、「今までに仕事をしたことがない」人が半数を超えています。(図表 - 14)

《図表 - 14 (就労していない人の) 就労経験 (身障者手帳等の所有別)》

	全体	(仕事をしていない人の) 就労経験				非該当(勤めている、自営・自由業等)
		該当者計 (仕事を探している、 仕事をしていない)	かつて仕事を していた	今までに仕事 をしたことがない	不明・無回答	
合計	1,656 100.0	534 32.2 100.0	350 21.1 65.5	155 9.4 29.0	29 1.8 5.4	1,122 67.8
身体障害者手帳を 持っている	275 100.0	130 47.3 100.0	102 37.1 78.5	21 7.6 16.2	7 2.5 5.4	145 52.7
療育手帳を持っ ている	53 100.0	18 34.0 100.0	5 9.4 27.8	11 20.8 61.1	2 3.8 11.1	35 66.0
どちらも持ってい ない	1,171 100.0	345 29.5 100.0	208 17.8 60.3	117 10.0 33.9	20 1.7 5.8	826 70.5
わからない	11 100.0	6 54.5 100.0	1 9.1 16.7	5 45.5 83.3	0 0.0 0.0	5 45.5

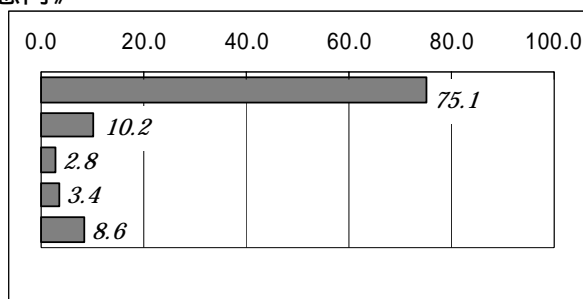
< (就労している人の) 今後の就労意向 >

現在就労している人の今後の就労意向は、「今の仕事をこのまま続けたい」が大半であり、「転職したい」「仕事そのものを辞めたい」は 10 人に 1 人程度となっています。(図表 - 15)

また、「仕事そのものを辞めたい」理由としては、主に金銭的理由、年齢的理由をあげる人が多く、「今の仕事に魅力がなくなったから」という理由をあげる人も多くなっています。年齢別では、若い世代ほど、金銭的理由や仕事の魅力の減退をあげ、年齢が高くなるにつれて、年齢的(体力的)な理由をあげています。(図表 - 16)

《図表 - 15 (就労している人の) 今後の就労意向》

No.	今後の就労意向	回答数	%
1	今の仕事をこのまま続けたい	798	75.1
2	転職したい	108	10.2
3	仕事そのものを辞めたい	30	2.8
4	その他	36	3.4
	不明・無回答	91	8.6
	該当者(現在働いている人)	1,063	100.0
	非該当(求職中、仕事をしていない人等)	593	



《図表 - 16 (就労している人で) 就労を継続したくない理由 (年齢別)》

	全体	就労を継続したくない理由(複数回答)											不明・無回答	回答総数	非該当(仕事をしていない、仕事を継続したい人等)
		該当者計(転職・仕事を辞めたい人)	身体的な理由により	年齢的な理由により	介護・出産・育児などの家庭の事情により	結婚のため	金銭的な理由により	働く意欲がなくなったから	今の仕事に魅力がなくなったから	仕事量が減少したから	仕事内容が変化したから	その他			
合計	1,656 100.0	138 8.3 100.0	27 1.6 19.6	32 1.9 23.2	2 0.1 1.4	2 0.1 1.4	55 3.3 39.9	6 0.4 4.3	30 1.8 21.7	26 1.6 18.8	14 0.8 10.1	35 2.1 25.4	135 8.2 97.8	364 22.0 263.8	1,518 91.7
15~19歳	107 100.0	15 14.0 100.0	0 0.0 0.0	1 0.9 6.7	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	2 1.9 13.3	0 0.0 0.0	2 1.9 13.3	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	4 3.7 26.7	9 8.4 60.0	18 16.8 120.0	92 86.0
20~24歳	113 100.0	15 13.3 100.0	1 0.9 6.7	1 0.9 6.7	0 0.0 0.0	1 0.9 6.7	5 4.4 33.3	0 0.0 0.0	3 2.7 20.0	1 0.9 6.7	0 0.0 0.0	5 4.4 33.3	2 1.8 13.3	19 16.8 126.7	98 86.7
25~29歳	130 100.0	30 23.1 100.0	4 3.1 13.3	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	1 0.8 3.3	9 6.9 30.0	1 0.8 3.3	7 5.4 23.3	1 0.8 3.3	1 0.8 3.3	8 6.2 26.7	9 6.9 30.0	41 31.5 136.7	100 76.9
30~34歳	92 100.0	15 16.3 100.0	0 0.0 0.0	1 1.1 6.7	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	6 6.5 40.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	1 1.1 6.7	2 2.2 13.3	2 13.3	6 4.0	18 19.6 120.0	77 83.7
35~39歳	105 100.0	28 26.7 100.0	2 1.9 7.1	1 1.0 3.6	1 1.0 3.6	0 0.0 0.0	12 11.4 42.9	1 1.0 3.6	7 6.7 25.0	3 2.9 10.7	3 2.9 10.7	6 5.7 21.4	7 6.7 25.0	43 41.0 153.6	77 73.3
40~44歳	134 100.0	25 18.7 100.0	2 1.5 8.0	1 0.7 4.0	1 0.7 4.0	0 0.0 0.0	6 4.5 24.0	0 0.0 0.0	1 0.7 4.0	5 3.7 20.0	2 1.5 8.0	2 1.5 8.0	13 9.7 52.0	33 24.6 132.0	109 81.3
45~49歳	198 100.0	29 14.6 100.0	2 1.0 6.9	4 2.0 13.8	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	4 2.0 13.8	1 0.5 3.4	4 2.0 13.8	2 1.0 6.9	2 2.0 13.8	4 3.4	14 7.1 48.3	36 18.2 124.1	169 85.4
50~54歳	256 100.0	33 12.9 100.0	4 1.6 12.1	6 2.3 18.2	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	5 2.0 15.2	1 0.4 3.0	2 0.8 6.1	4 1.6 12.1	2 0.8 6.1	2 1.2 9.1	3 5.9 45.5	42 16.4 127.3	223 87.1
55~59歳	250 100.0	41 16.4 100.0	6 2.4 14.6	6 2.4 14.6	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	3 1.2 7.3	2 0.8 4.9	3 1.2 7.3	6 2.4 14.6	0 0.0 0.0	2 0.8 4.9	21 8.4 51.2	49 19.6 119.5	209 83.6
60~64歳	263 100.0	52 19.8 100.0	6 2.3 11.5	11 4.2 21.2	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	3 1.1 5.8	0 0.0 0.0	1 0.4 1.9	3 1.1 5.8	0 0.0 0.0	2 0.8 3.8	35 13.3 67.3	61 23.2 117.3	211 80.2

< 就労に対する考え >

就労に対する考えとして、「働きたいと思っている」という積極的な意見が半数近くを占め、「働かざるを得ないと思っている」というやや消極的な意見を合わせると、約4人に3人近くは働く意向・意欲があることがうかがえます。(図表 - 17)

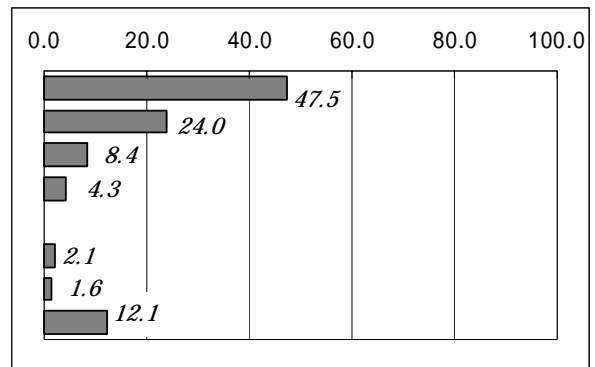
そして、働きたい理由は、「生活費が必要だから」が圧倒的に多く、生活のためにお金が必要であることはもちろんであるものの、お金のためだけでなく、生きがいや健康、社会の役に立ちたいという意見も多くあります。(図表 - 18)

年齢別では、「20～24歳」で「働きたいと思っている」割合が特に高く、30歳代～40歳代では「働かざるを得ないと思っている」割合が高くなっています。また、50歳代以上では「働きたくない、もしくは働く必要がないと思っている」割合が他の年代よりも高くなっています。(図表 - 19)

一方、「働きたいが問題があるので働けない」人は、10人に1人程度であり、その理由(複数回答)は、「健康状態がよくないため」がおおよそ6割であり、特に身体障害者手帳を持っている人は、多くなっています。また、身体障害者手帳・療育手帳どちらも持っていない人では、「年齢的に就労が困難なため」をあげる人も多くなっています。(図表 - 19・20・21)

《図表 - 17 就労に対する考え》

No.	就労に対する考え	回答数	%
1	働きたいと思っている	787	47.5
2	働かざるを得ないと思っている	397	24.0
3	働きたいが問題があるので働けない	139	8.4
4	働きたくない、 もしくは働く必要がないと思っている	72	4.3
5	わからない	34	2.1
6	その他	26	1.6
	不明・無回答	201	12.1
	全体	1,656	100.0



《図表 - 18 (働きたいと思っている人の) 働きたい理由 (性別)》

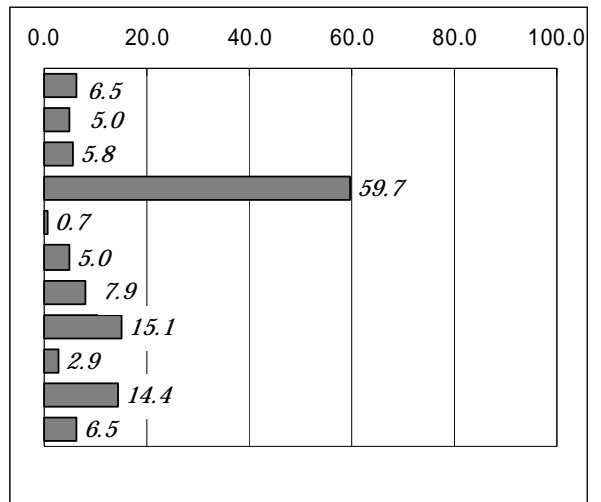
	全体	働きたい理由 (複数回答)												回答総数	非該当(問題があるので働けない、働きたくない人等)
		該当者計 (働きたい、働かざるを得ない人)	生活費が必要だから	世間体が悪いから	こづかいがほしいから	健康のため	専門性を生かしたいので	生きがいのため	社会の役に立ちたいから	友達がいいから	その他	何となく	不明・無回答		
合計	1,656 100.0	1,184 71.5 100.0	881 53.2 74.4	28 1.7 2.4	201 12.1 17.0	171 10.3 14.4	120 7.2 10.1	338 20.4 28.5	132 8.0 11.1	35 2.1 3.0	44 2.7 3.7	12 0.7 1.0	13 0.8 1.1	1,975 119.3 166.8	472 28.5
男性	729 100.0	572 78.5 100.0	457 62.7 79.9	23 3.2 4.0	74 10.2 12.9	97 13.3 17.0	48 6.6 8.4	153 21.0 26.7	74 10.2 12.9	15 2.1 2.6	10 1.4 1.7	9 1.2 1.6	6 0.8 1.0	966 132.5 168.9	157 21.5
女性	903 100.0	601 66.6 100.0	416 46.1 69.2	5 0.6 0.8	126 14.0 21.0	69 7.6 11.5	71 7.9 11.8	183 20.3 30.4	57 6.3 9.5	20 2.2 3.3	34 3.8 5.7	3 0.3 0.5	6 0.7 1.0	990 109.6 164.7	302 33.4

《図表 - 19 就労に対する考え（性別・年齢別・身障者手帳等の所有別）》

	全体	就労に対する考え						
		働きたいと 思っている	働かざるを 得ないと 思っている	働きたいが 問題がある ので働けな い	働きたくな い、もしくは働 く必要がない と思っている	わからない	その他	不明・無回 答
合計	1,656 100.0	787 47.5	397 24.0	139 8.4	72 4.3	34 2.1	26 1.6	201 12.1
男性	729 100.0	382 52.4	190 26.1	40 5.5	8 1.1	12 1.6	10 1.4	87 11.9
女性	903 100.0	400 44.3	201 22.3	95 10.5	61 6.8	22 2.4	16 1.8	108 12.0
15～19歳	107 100.0	53 49.5	8 7.5	5 4.7	2 1.9	6 5.6	5 4.7	28 26.2
20～24歳	113 100.0	69 61.1	24 21.2	7 6.2	2 1.8	1 0.9	0 0.0	10 8.8
25～29歳	130 100.0	66 50.8	29 22.3	7 5.4	2 1.5	6 4.6	3 2.3	17 13.1
30～34歳	92 100.0	51 55.4	32 34.8	4 4.3	1 1.1	0 0.0	0 0.0	4 4.3
35～39歳	105 100.0	49 46.7	30 28.6	12 11.4	1 1.0	3 2.9	1 1.0	9 8.6
40～44歳	134 100.0	57 42.5	46 34.3	11 8.2	1 0.7	3 2.2	2 1.5	14 10.4
45～49歳	198 100.0	96 48.5	53 26.8	18 9.1	8 4.0	1 0.5	0 0.0	22 11.1
50～54歳	256 100.0	122 47.7	71 27.7	14 5.5	16 6.3	4 1.6	5 2.0	24 9.4
55～59歳	250 100.0	107 42.8	62 24.8	21 8.4	18 7.2	4 1.6	3 1.2	35 14.0
60～64歳	263 100.0	116 44.1	39 14.8	40 15.2	21 8.0	5 1.9	7 2.7	35 13.3
身体障害者手帳 を持っている	275 100.0	91 33.1	41 14.9	72 26.2	11 4.0	5 1.8	4 1.5	51 18.5
療育手帳を持っ ている	53 100.0	19 35.8	4 7.5	8 15.1	0 0.0	3 5.7	4 7.5	15 28.3
どちらも持って いない	1,171 100.0	604 51.6	305 26.0	55 4.7	55 4.7	24 2.0	17 1.5	111 9.5
わからない	11 100.0	5 45.5	2 18.2	0 0.0	0 0.0	2 18.2	0 0.0	2 18.2
母子家庭	128 100.0	53 41.4	62 48.4	5 3.9	0 0.0	1 0.8	0 0.0	7 5.5

《図表 - 20 働きたいが働けない理由（複数回答）》

No.	働きたいが働けない理由	回答数	%
1	育児のため	9	6.5
2	家事のため	7	5.0
3	家族の介護のため	8	5.8
4	健康状態がよくないため	83	59.7
5	能力・資格を生かせる仕事がないため	1	0.7
6	必要な資格をもっていないため	7	5.0
7	自分にあった仕事がないため	11	7.9
8	年齢的に就労が困難なため	21	15.1
9	通勤が困難なため	4	2.9
10	その他	20	14.4
	不明・無回答	9	6.5
	回答総数(累計)	180	129.5
	該当者(問題があり働くことができない人)	139	100.0
	非該当(働きたい人、働きたくない人等)	1,517	



《図表 - 21 働きたくても働けない理由（性別・年齢別・身障者手帳等の所有別）》

	全体	働きたくても問題があるので働けない理由（複数回答）													非該当(働きたくても働けない理由が得ない人等)
		該当者計(働きたくても問題がある人)	育児のため	家事のため	家族の介護のため	健康状態がよくないため	能力・資格を生かせる仕事がない	必要な資格をもっていないため	自分にあった仕事がないため	年齢的に就労が困難なため	通勤が困難なため	その他	不明・無回答	回答総数	
合計	1,656 100.0	139 8.4 100.0	9 0.5 6.5	7 0.4 5.0	8 0.5 5.8	83 5.0 59.7	1 0.1 0.7	7 0.4 5.0	11 0.7 7.9	21 1.3 15.1	4 0.2 2.9	20 1.2 14.4	9 0.5 6.5	180 10.9 129.5	1,517 91.6
男性	729 100.0	40 5.5 100.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	27 3.7 67.5	0 0.0 0.0	3 0.4 7.5	4 0.5 10.0	4 0.5 10.0	1 0.1 2.5	6 0.8 15.0	4 0.5 10.0	49 6.7 122.5	689 94.5
女性	903 100.0	95 10.5 100.0	9 1.0 9.5	7 0.8 7.4	7 0.8 7.4	54 6.0 58.8	1 0.1 1.1	4 0.4 4.2	7 0.8 7.4	16 1.8 16.8	3 0.3 3.2	14 1.6 14.7	4 0.4 4.2	126 14.0 132.6	808 89.5
15～19歳	107 100.0	5 4.7 100.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	2 1.9 40.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	2 1.9 40.0	0 0.0 0.0	1 0.9 20.0	1 0.9 20.0	6 5.6 120.0	102 95.3
20～24歳	113 100.0	7 6.2 100.0	1 0.9 14.3	1 0.9 14.3	0 0.0 0.0	2 1.8 28.6	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	2 1.8 28.6	0 0.0 0.0	1 0.9 14.3	2 1.8 28.6	0 0.0 0.0	9 8.0 128.6	106 93.8
25～29歳	130 100.0	7 5.4 100.0	0 0.0 0.0	2 1.5 28.6	0 0.0 0.0	5 3.8 71.4	0 0.0 0.0	2 1.5 28.6	1 0.8 14.3	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	1 0.8 14.3	0 0.0 0.0	11 8.5 157.1	123 94.6
30～34歳	92 100.0	4 4.3 100.0	2 2.2 50.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	1 1.1 25.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	1 1.1 25.0	0 0.0 0.0	1 1.1 25.0	1 1.1 25.0	0 0.0 0.0	6 6.5 150.0	88 95.7
35～39歳	105 100.0	12 11.4 100.0	5 4.8 41.7	2 1.9 16.7	1 1.0 8.3	1 1.0 8.3	0 0.0 0.0	1 1.0 8.3	4 3.8 33.3	0 0.0 0.0	1 1.0 8.3	2 1.9 16.7	1 1.0 8.3	18 17.1 150.0	93 88.6
40～44歳	134 100.0	11 8.2 100.0	1 0.7 9.1	0 0.0 0.0	1 0.7 9.1	6 4.5 54.5	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	1 0.7 9.1	1 0.7 9.1	2 1.5 18.2	0 0.0 0.0	12 9.0 109.1	123 91.8
45～49歳	198 100.0	18 9.1 100.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	2 1.0 11.1	12 6.1 66.7	1 0.5 5.6	0 0.0 0.0	2 1.0 11.1	2 1.0 11.1	0 0.0 0.0	1 0.5 5.6	2 1.0 11.1	22 11.1 122.2	180 90.9
50～54歳	256 100.0	14 5.5 100.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	10 3.9 71.4	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	1 0.4 7.1	0 0.0 0.0	4 1.6 28.6	1 0.4 7.1	16 6.3 114.3	242 94.5
55～59歳	250 100.0	21 8.4 100.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	3 1.2 14.3	14 5.6 66.7	0 0.0 0.0	1 0.4 4.8	1 0.4 4.8	7 2.8 33.3	0 0.0 0.0	2 0.8 9.5	1 0.4 4.8	29 11.6 138.1	229 91.6
60～64歳	263 100.0	40 15.2 100.0	0 0.0 0.0	2 0.8 5.0	1 0.4 2.5	30 11.4 75.0	0 0.0 0.0	3 1.1 7.5	0 0.0 0.0	8 3.0 20.0	0 0.0 0.0	4 1.5 10.0	3 1.1 7.5	51 19.4 127.5	223 84.8
身体障害者手帳を持っている	275 100.0	72 26.2 100.0	1 0.4 1.4	0 0.0 0.0	1 0.4 1.4	54 19.6 75.0	0 0.0 0.0	2 0.7 2.8	5 1.8 6.9	6 2.2 8.3	1 0.4 1.4	11 4.0 15.3	7 2.5 9.7	88 32.0 122.2	203 73.8
療育手帳を持っている	53 100.0	8 15.1 100.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	4 7.5 50.0	0 0.0 0.0	1 1.9 12.5	1 1.9 12.5	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	3 5.7 37.5	0 0.0 0.0	9 17.0 112.5	45 84.9
どちらも持っていない	1,171 100.0	55 4.7 100.0	7 0.6 12.7	5 0.4 9.1	6 0.5 10.9	23 2.0 41.8	1 0.1 1.8	3 0.3 5.5	4 0.3 7.3	13 1.1 23.6	2 0.2 3.6	7 0.6 12.7	2 0.2 3.6	73 6.2 132.7	1,116 95.3
わからない	11 100.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	11 100.0
母子家庭	128 100.0	5 3.9 100.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	5 3.9 100.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	2 1.6 40.0	1 0.8 20.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	8 6.3 160.0	123 96.1

< 就労に際して困ったこと（困っていること） >

就労に際してこれまでに困ったこと、現在困っていること（複数回答）は、「就職に関する情報が少なかった(少ない)」「能力・資格を生かせる仕事になかった(ない)」「家事との両立が無理であった(無理である)」などをあげる人が多くなっています。(図表 - 22)

「その他」の自由回答として、年齢制限や家事・家族の世話、雇用者側との条件が合わないことなどがあげられています。

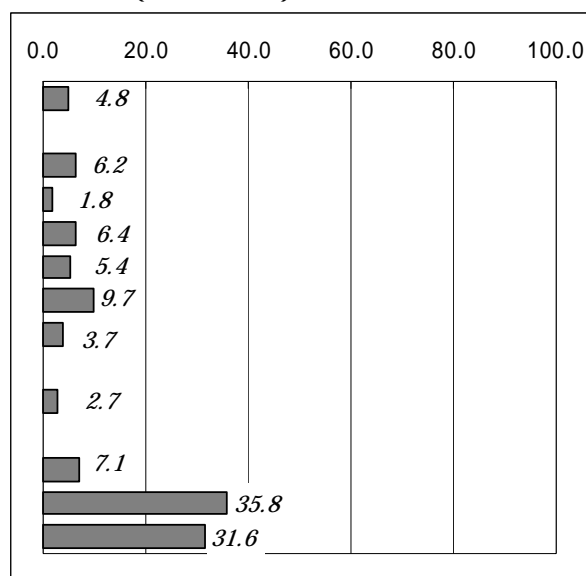
現在仕事を探している人については、「就職に関する情報の入手方法がわからなかった(わからない)」「特別な資格を必要とした(必要である)」「能力・資格を生かせる仕事になかった(ない)」などが多くなっています。また、年齢別にみると、30歳代で「子どもを預かってくれるところがなかった(ない)」が、40歳代では「家事との両立が無理であった(無理である)」が、30歳代後半～40歳代前半では「特別な資格を必要とした(必要である)」が他の年代よりも多くなっています。

一方、身体障害者手帳を持っている人では、「その他」の自由回答として、障害があるために働くのが困難であること、家族の協力がなく、障害者を受け入れる職場が少ないことなどがあげられています。

さらに、母子世帯の母親については、「子どもを預かってくれるところがなかった(ない)」「特別な資格を必要とした(必要である)」「就職に関する情報が少なかった(少ない)」などが全体よりも多くなっています。

《図表 - 22 就労に際して困ったこと、困っていること（複数回答）》

No.	就労に際して困ったこと、困っていること	回答数	%
1	子どもを預かってくれるところが なかった(ない)	79	4.8
2	家事との両立が無理であった(無理である)	102	6.2
3	家族の介護を頼めるところがなかった(ない)	29	1.8
4	能力・資格を生かせる仕事になかった(ない)	106	6.4
5	特別な資格を必要とした(必要である)	89	5.4
6	就職に関する情報が少なかった(少ない)	161	9.7
7	就職に関する情報の入手方法が わからなかった(わからない)	62	3.7
8	どこに行けば就職の相談をできるのかが わからなかった(わからない)	44	2.7
9	その他	118	7.1
10	特になかった(ない)	593	35.8
	不明・無回答	524	31.6
	回答総数(累計)	1,907	115.2
	全体	1,656	100.0



【就労に際して困ったことの「その他」の自由回答の主な意見】

年齢的な制限があったり、学歴、性別の制限があったりした。

子どもが学校に行っている頃、子どもが家に帰って来るまでに私が家に帰宅し、主人に家事など迷惑かけない程度に働く必要があった。

学歴がないことと、何の資格もないので就職が難しい。

主婦の収入に限度額があること。扶養家族をあっさり捨てることのできるほどの収入にもならない。

勤労学生のため、時間制限がある。

知的障害と精神病を伴っている子どもを持つので、その時々で状態で介護を必要とするため、仕事に出られなかった。

立って仕事をすることができないため、どこに面接に行っても断られる。

年齢制限でチェックされることがほとんどだった。求人情報の業種が少なく、あっても若い人に取られていること。

働くことは世間体が悪いと家族から反対された。

資格があるが、年齢・勤務時間など、雇用者側との条件が合わない。

現在ヘルパー2級を取得したものの、年齢制限で常勤希望だが、希望に当てはまるところがない。

面接には行っているが、子どもの送り迎えや世話などで時間的に難しく、不採用が続く。

年齢制限ですべての門戸が閉ざされている。

保育園の送り迎えの時間にあう仕事場所で、できれば週休2日(土・日)、社会保険があることなど、自分の条件に合う仕事がなかなかないこと。

病弱なために体がきつくてできない。資格、能力、学力もなく、何をしてもいいのかわからなかった。

難聴のため、仕事を見つけるのは難しい。

身体障害者なので、時間的・日数的に働くところがないこと。

日によって身体の調子が変わるので、勤めに出られず、在宅の仕事を探しているが、年齢制限等で適当なものが見つからない。

聴覚障害のため、相互連絡が取れない。

夫の協力が無い。

知的障害者を受け入れる職場が少ない。障害に対する認識が社会全般で薄い。

< 既存施策等の認知度・利用状況等 >

ハローワーク（公共職業安定所）については、知っている人は大半ですが、利用したことがある人は3人に1人程度となっています。（図表 - 23）

「知っており、利用したことがある」のは20歳代後半～30歳代に多く、「知らなかった（利用したこともない）」のは10歳代～20歳代前半に多くなっています。

また、「就職情報フェア」については、「知らなかった（利用したことがない）」という人が過半数であり、知っている人は3人に1人程度で、利用したことがある人は10人に1人以下となっています。（図表 - 24）

「職業相談」などについても同様で、「知らなかった（利用したことがない）」が半数以上を占め、知っている人は3人に1人程度、利用したことがある人はわずかとなっています。特に、10歳代～20歳代では、「知らなかった（利用したことがない）」が7割以上となっています。（図表 - 25）

しかしながら、職業相談などの利用意向については、3人に1人が「わからない」としているものの、「利用したいと思う」「もっと詳しく知ってみたい」を合わせると3人に1人程度は今後の利用が見込めるものと期待できます。（図表 - 26）

《図表 - 23 ハローワークの認知・利用状況（性別・年齢別・身障者手帳等の所有別）》

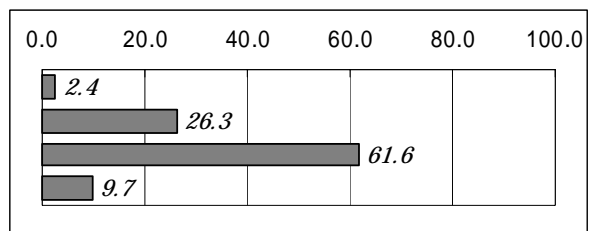
	全体	ハローワークについて			
		知っており、利用したことがある	知っていたが、利用したことはない	知らなかった（利用したこともない）	不明・無回答
合計	1,656 100.0	482 29.1	863 52.1	113 6.8	198 12.0
男性	729 100.0	188 25.8	400 54.9	48 6.6	93 12.8
女性	903 100.0	290 32.1	454 50.3	61 6.8	98 10.9
15～19歳	107 100.0	2 1.9	47 43.9	38 35.5	20 18.7
20～24歳	113 100.0	23 20.4	64 56.6	16 14.2	10 8.8
25～29歳	130 100.0	56 43.1	62 47.7	5 3.8	7 5.4
30～34歳	92 100.0	43 46.7	39 42.4	6 6.5	4 4.3
35～39歳	105 100.0	49 46.7	48 45.7	2 1.9	6 5.7
40～44歳	134 100.0	53 39.6	68 50.7	6 4.5	7 5.2
45～49歳	198 100.0	51 25.8	115 58.1	9 4.5	23 11.6
50～54歳	256 100.0	64 25.0	150 58.6	12 4.7	30 11.7
55～59歳	250 100.0	67 26.8	144 57.6	10 4.0	29 11.6
60～64歳	263 100.0	73 27.8	124 47.1	8 3.0	58 22.1
身体障害者手帳を持っている	275 100.0	85 30.9	107 38.9	14 5.1	69 25.1
療育手帳を持っている	53 100.0	3 5.7	15 28.3	11 20.8	24 45.3
どちらも持っていない	1,171 100.0	348 29.7	660 56.4	78 6.7	85 7.3
わからない	11 100.0	1 9.1	5 45.5	5 45.5	0 0.0
母子家庭	128 100.0	82 64.1	40 31.3	4 3.1	2 1.6

《図表 - 24 就職情報フェアの認知・利用状況(性別・年齢別・身障者手帳等の所有別)》

	全体	就職情報フェアについて			
		知っており、利用したことがある	知っていたが、利用したことはない	知らなかった(利用したこともない)	不明・無回答
合計	1,656 100.0	67 4.0	511 30.9	901 54.4	177 10.7
男性	729 100.0	28 3.8	238 32.6	377 51.7	86 11.8
女性	903 100.0	39 4.3	266 29.5	514 56.9	84 9.3
15～19歳	107 100.0	1 0.9	13 12.1	78 72.9	15 14.0
20～24歳	113 100.0	10 8.8	29 25.7	65 57.5	9 8.0
25～29歳	130 100.0	15 11.5	34 26.2	75 57.7	6 4.6
30～34歳	92 100.0	5 5.4	23 25.0	57 62.0	7 7.6
35～39歳	105 100.0	4 3.8	30 28.6	67 63.8	4 3.8
40～44歳	134 100.0	5 3.7	39 29.1	82 61.2	8 6.0
45～49歳	198 100.0	2 1.0	50 25.3	123 62.1	23 11.6
50～54歳	256 100.0	4 1.6	96 37.5	135 52.7	21 8.2
55～59歳	250 100.0	7 2.8	99 39.6	115 46.0	29 11.6
60～64歳	263 100.0	13 4.9	98 37.3	101 38.4	51 19.4
身体障害者手帳を持っている	275 100.0	10 3.6	72 26.2	134 48.7	59 21.5
療育手帳を持っている	53 100.0	1 1.9	5 9.4	24 45.3	23 43.4
どちらも持っていない	1,171 100.0	49 4.2	375 32.0	668 57.0	79 6.7
わからない	11 100.0	1 9.1	1 9.1	9 81.8	0 0.0
母子家庭	128 100.0	7 5.5	40 31.3	78 60.9	3 2.3

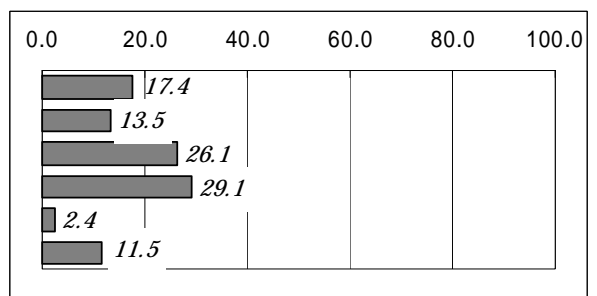
《図表 - 25 職業相談等の認知・利用状況》

No.	職業相談等の認知度	回答数	%
1	知っており、利用したことがある	40	2.4
2	知っていたが、利用したことはない	435	26.3
3	知らなかった(利用したこともない)	1,020	61.6
	不明・無回答	161	9.7
	全体	1,656	100.0



《図表 - 26 職業相談等の今後の利用意向》

No.	職業相談等の今後の利用意向	回答数	%
1	利用したいと思う	288	17.4
2	もっと詳しく知ってみたい	223	13.5
3	特に利用したいとは思わない	433	26.1
4	わからない	482	29.1
5	その他	39	2.4
	不明・無回答	191	11.5
	全体	1,656	100.0



< 就労に関する自由意見・要望 >

回答者が理想とする働き方や働くことに対する考え、働くことに関して行政・企業などに要望することなどの自由意見・要望として、431 人の方から意見が寄せられました。

〔 障害者雇用に関して 〕

通所施設・共同作業所の指導員の資質向上、送迎バス
知的障害者が集団生活や社会環境に慣れるような寮生活ができる施設
企業内での手すり・段差の減少や駐車場の整備
知的障害者や内部障害者などに対する理解の促進
障害を需要できる職場・企業を
知的障害者に対する賃金のアップ
家で内職や在宅ワークがしたい
障害者雇用に関行政・企業が積極的に取り組んでほしい
1 週間に 2・3 日くらいの仕事がしたい

〔 母子家庭等に対する支援に関して 〕

年齢制限がきびしい
希望すれば夜勤を免除してもらえるような制度を
母子世帯の親を優先した採用と保育所への入所などを
母子手当（児童扶養手当）は、収入が増えると減るのはおかしい
父子家庭へのケアも充実してほしい

〔 保育所・学童保育に関して 〕

仲良しクラブは、一年中午後 5 時までにしてほしい
乳児保育・延長保育の充実、保育料の低料金化
職場に保育所・託児所を

〔 就労上で困っていること 〕

年齢制限の撤廃を（35 歳以上はパートしかない）
60 歳以上の求人を増やして
定年後の再就職・雇用の場に関する情報提供を
扶養家族の場合、103 万円が壁、収入限度額の見直しを
介護体制の整備を

〔定年後の不安について〕

自営業は、老後が心配
年金生活者には、仕事や内職がない
時間に余裕があるので、社会の役に立つ活動がしたい
年金を受給できるまで働きたい
内職・在宅ワークがあれば
月に1・2回でも社会に出て役に立ちたい
1日に数時間の仕事がしたい

〔ハローワーク・行政窓口等について〕

ハローワークが遠い、市役所であれば便利
相談の窓口がわからないのでPRを
高齢者の就職相談窓口の増設を
地元での就職情報がほしい
人材派遣のような仕事のあっせんを
真剣に相談に乗ってほしい
事務的で、親身に対応してくれていない
ハローワークの曜日・利用時間の見直しを

〔企業等に関して〕

労働基準法の完全適用を
年齢・経験ではなく、やる気を重視してほしい
雇用に際しての年齢制限の撤廃を
保険や交通費は出してほしい
労働時間が長い
経営者・指導者の教育を

〔その他〕

女性が安心して働ける社会になれば
個人の持つ個性や能力を引き出す教育を
女性の負担を軽くし、家事・育児と仕事の両立ができる状態を
年功序列をなくし、実力優先の社会にしてほしい
社会から隔絶された人たちへのサポート体制を
女性の子育て後の再就職に対する支援を
産休期間の延長を。2年は必要

3) ヒアリング調査の調査概要

アンケート調査において、個別に就労に関しておたずねする詳細調査（ヒアリング調査）の同意を得た人（合計 191 名）と、同意は得られなかったものの連絡先を記入していただいた人（61 名）、さらに、障害者団体・母子家庭団体などの協力を得て、合わせて 387 名に対して、ヒアリング（聞き取り）調査を実施しました。

<ヒアリング対象者>

アンケート調査で詳細調査（聞き取り調査）の対象者は、次の通りでした。

	「協力できる」 にあり	「協力できる」 になし	合計
1. 障害者	55	23	78
2. 母子家庭	22	2	24
3. 母子家庭・障害者	1	0	1
4. 求職中あるいは働く意向のある人	22	5	27
5. 若年者で働いていない人、学生等	9	0	9
6. 主婦・60歳以上男性など (就労しておらず、求職中でもない)	8	7	15
7. 現在就労中	74	24	98
合計	191	61	252

ヒアリング実施者

就労中	身体障害者							知的障害者			母子家庭	その他	合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明	A	B1	B2			
15～19歳								1	1	1		5	8
20～29歳	2	1						16	9		4	25	57
30～39歳	2	1						8	6	2	33	8	60
40～49歳	6	3	1	3	2	2		2	2		14	7	42
50～59歳	10	1	2	3	2		2				3	17	40
60～64歳	2		4	1								5	12
65歳以上	3		1								1	1	6
計	25	6	8	7	4	2	2	27	18	3	55	68	225
無職・ 求職中	身体障害者							知的障害者			母子家庭	その他	合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明	A	B1	B2			
15～19歳		1	1			1		3		3		10	19
20～29歳	1	2	1		1						1	10	16
30～39歳	3	2		1						1	1	6	14
40～49歳	4	2		1	1		1				5	5	19
50～59歳	14	5	2			1	1			1	2	11	37
60～64歳	11		1	1		1						14	28
65歳以上	11	5	5	6		1	1						29
計	44	17	10	9	2	4	3	3		5	9	56	162
総計	69	23	18	16	6	6	5	30	18	8	64	124	387

4) ヒアリング調査結果の概要

〔障害者の就労に関する課題・要望・意見〕

企業の受入れがないので働けない

職業訓練の場を充実してほしい

身の回りを世話する人がいなくなった時のことを考えると不安

聴覚に障害があり、静かな環境が必要

求人の年齢制限を引き上げてほしい、中高年齢者の働く場を確保して

社会保障を充実させると老後の不安がなくなる

障害があるので働けない

事業を継続したいので、低金利の融資を充実してほしい

障害を持ちながらも社会の一員であると自覚ができるような支援が必要

障害があっても支援を受けられないものもいる

年齢的な問題で仕事がない

ハローワークの障害者枠が少ない

子どもの保育所の入所の順番待ちが困る

地域での就労の場を確保して

障害者にやさしいバリアフリーのまちづくりを

障害に関係なく働ける仕事を紹介してほしい

在宅ワークを紹介してほしい

ハローワークまでいくのがしんどい

企業は年齢にこだわらず、経験者を採用して

障害者認定をもっと分かりやすく

定年退職後に何をしてもよいのか分からない、障害者向けの仕事を提供してほしい

難聴のため人とのコミュニケーションがとれず、電光サイン等を設置してほしい

障害者にも正規雇用の道を確保して

個人の持つ個性や能力を引き出す教育にし、マナー、モラルの生きた就業形態を確立すべし

職場における施設整備、バリアフリー化を

障害者の障害を理解するための啓発活動

知的障害者が、自立支援できる場所がほしい。障害児も受け入れてくれて、宿泊訓練などが出来る場所を

ガイドヘルパー・ホームヘルパーの柔軟な対応を

外出ヘルパー・送迎・介助者の充実を

作業所に対する支援を
知的障害者の実習・受入れの場の拡充を
職業訓練所が少ない
手話ができる人を職場に確保してほしい
給料をあげてほしい
職場で問題があった時に相談できる場所がほしい
コミュニケーションの問題で情報の差が生じる
働く時間を増やしたい
残業が多く、自分の時間がとれない
障害者のための企業がほしい
ハローワークの情報のインターネットでの利用を
障害者の就労を支援するセンターがほしい
作業所に仕事を発注してほしい
一般企業での就労ができるよう、ジョブコーチ制度の導入を
障害者を対象とした技術訓練の場がほしい
作業所の指導員の増員を
親亡き後のことを行政も考えてほしい
一般企業の就労助成金が切れる頃になると「辞めてほしい」というような態度
がみられる
中小企業での障害者の受入れのための施設整備補助を

〔母子家庭の就労に関する課題・要望・意見〕

母子医療を高校卒業、児童扶養手当を20歳までに延長して
子どもの面倒をみるものがない
子どもが病気の時などにみてる人・施設がほしい
資格取得に関しての金銭的援助がほしい
無料の資格取得の機会を
年齢制限や、資格・経験の壁をなくしてほしい
母子家庭の夜勤の免除を
母子家庭の保育所への優先的な入所を
母子家庭の母親に優先的に仕事を回して
福祉や就労に関するさまざまな情報提供を充実してほしい
母子家庭関連の職場ルートの確立を
雇用条件の改善を
給料のアップを
スキルアップ・ステップアップのための支援を増やしてほしい

〔その他の人の就労に関する課題・要望・意見〕

採用時の条件と採用後の条件が異なる

パソコンが使いこなせるような安価な講習会等を開催してほしい

年齢と自分がしたいことにギャップがある

高校の進学コースの場合、就労に関する情報が入手しにくい

働くお母さんのための施設が少ない

定年の年齢引き上げを

夜間・早朝・土日等にもハローワークを開けてほしい

実際の労働者の話が聞ける場を設けてほしい

不当な解雇や労働条件の違反等に対応する窓口の設置を

ボランティアでもよいので働く場がほしい

資格をとりたくても高くてとれない

中卒の場合、年齢が若すぎて仕事がない

病気がちのため、定職に就きにくい

3. 就職困難者等の就労阻害要因の概要

アンケート調査及びヒアリング調査を基に、就職困難者等の抱える課題・問題点を整理すると、おおむね次のようなことがあげられます。

< 就労情報・相談に関する課題・問題 >

就労に関する情報の絶対量が少なく、さらに、その情報の入手方法や相談先がわからない（知らない）という人が多くおられます。

ハローワークが市内にないため、障害者の場合、特に移動がしんどく、母子家庭の場合は、子どもを預ける場所が必要であるなどの指摘がなされています。

ハローワークの開設時間についても、夜間や土日の午前中などの希望があり、インターネットを活用した検索などを充実してほしいとの声があります。（現在のシステムでは企業名等はわからないとの指摘）

ハローワークにいても、求人情報の絶対数が少なく、特に、40歳代の正規雇用の求人が少なく、65歳以上はパート・アルバイトなども少ない状況といわれています。

ハローワークや各種相談窓口については、窓口の担当者が機械的に対応するのではなく、それぞれが抱える事情を理解し、親身に対応することが望まれています。

障害者に関しては、ハローワークだけでなく、就労支援に関する専門的な組織・体制（例：障害者雇用支援センター等）の整備などが望まれています。

< 福祉施策等に関する問題 >

保育所（園）への入所については、待機児が多いため、希望してもすぐに入所できないし、母子家庭として優先的に入所しても、短期間で就労する必要があるためきびしいとの指摘がなされています。

保育所の保育時間についても、夜間については延長の要望が出されています。乳幼児や学童が病気や病後などの時に預けられるところが少ないので、気軽に預けられる場・施設が求められています。

学童保育についても、保育所と同様、保育時間の延長を望む声があり、子どもが喜んで通えるような施設・体制となることが期待されています。

視覚障害者は、通い慣れたところは問題が少ないが、基本的には、外出ヘルパーやガイドヘルパー、盲導犬などが必要であるため、もう少し気軽に利用できるような制度・対応・仕組みを考えてほしいとの意見があります。

親の介護などのために働くことができないので、介護サービスなどを充実してほしいとの要望があります。

母子家庭や小さな子どもがいる家庭などでは、保育所ではなく、企業内の託児所や託児ルームなど、働きながら子どもたちを見守ることのできる施設・設備を求める声が多くあります。

< 資格取得・技能向上等に関する問題 >

資格取得のための講座や研修を受けようとしても、費用的な問題があって受講できないため、無料あるいは安価な講座・研修の開催を求める声が多くあります。

また、資格取得講座などの受講に際しても、母子家庭の場合などは、子どもを安心して預けるところがないため、受講できないとの指摘があります。

障害者の場合、障害者に適した職業訓練や実習体験する場・機会が少なく、ニーズに沿った内容の充実と、場所の確保などが要望されています。

< 就労に際しての問題 >

聴覚障害者は、職場などで他の人とのコミュニケーションを図ることが難しく、作業指示や会議などで不便なため、コミュニケーションボードの設置や手話通訳者の配置などが強く望まれています。

知的障害者についても、人見知りや情緒などの問題で、他の人とのコミュニケーションを図ることが困難な場合が多く、作業・業務の指示・指導を合わせて行うことのできる仕組み（例：ジョブコーチ、ジョブアシスタント等）の導入が期待されています。

障害者が一般の職場で就労する場合、仕事や人間関係に関する悩みや相談などを気軽にできるような社内あるいは社外での相談体制が求められています。障害者を雇用する場合、健常者が障害者を受け入れることができるよう、職場研修や意識啓発、障害者への理解促進などの機会を充実することが求められています。

障害者の仕事としては、単調な仕事が多く、健常者と同様の作業・実績であっても、給料・賃金が安い場合があると指摘されています。

求人に関しては、まず年齢で選別されてしまうため、年齢制限の撤廃を求める声が多くあり、本人のやる気や経験などを生かして、面接・採用に結びつけることができるような指導・制度化などが望まれています。

一方、若年者・中卒などの場合は、経験不足・年齢不足などを理由に採用されないことがあるとの指摘もあります。

母子家庭などでは、子どもの病気時などにおいて、勤務時間や突発的な休暇の取得、夜勤勤務時間の振り替え・免除など就業上の柔軟な対応が望まれています。

< その他の問題 >

母子家庭の場合、面接時などに、子どもが小さいことを理由に採用されないことがあったとの指摘があります。

高齢者や障害者の場合、身体的な問題などで、在宅ワークを希望されていても、仕事・業務がないため、恒常的に仕事が発生するような仕組みが求められています。

雇用条件が、採用前と採用後では異なっているとの指摘があり、監督官庁による指導の徹底が求められています。

また、残業が多い、交通費が支給されないなど、問題と想定される事例があり、企業に対しての制度や法律の遵守の強力な指導が求められています。

4. 就職困難者等に関する各種制度・計画等の概要

本市の障害者・母子家庭などに関する具体的な就労施策・事業などを整理すると、おおむね次のようになります。

(1) 勤労環境の充実 [和泉市第3次総合計画(平成9年12月)]

雇用機会の拡大.....関係諸機関との連携のもと、雇用に関する相談や就労・雇用に
関する情報提供の充実、高齢者や女性、障害者に対する就労機会を拡充

職業訓練機会の拡充.....産業構造の変化に対応して、勤労者の職業訓練や各種研
修、技術修得などに対する支援を充実

労働環境の改善.....労働時間の短縮や週休2日制の定着など労働条件の改善や、
勤労者が安心して就労できる作業環境の充実の企業などへの働きかけ、中小・零
細企業に対する融資制度や相談指導を充実

福利厚生制度の充実.....各種共済制度の充実、勤労者の健康管理サービスの整備
に関する制度の改善を国や府に要望、中小・零細企業の勤労者の退職金共済制度
を充実

勤労者福祉施設の充実.....「勤労青少年ホーム(ヤングビレッジ)」や「和泉中高
年齢労働者福祉センター(サンライフ和泉)」の機能の充実など、勤労者の自主的
な活動の場を確保

(2) 障害者施策 [和泉市障害者計画(平成12年3月)]

自立生活に関する相談や支援を、当事者の視点にたつて総合的かつきめ細かく行
う拠点施設である「生活支援センター」の機能の整備の推進(障害児(者)地域
療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業、精神障害者地域生活支援事業)

関係機関と連携した相談機能の整備推進

総合的かつ継続的な支援を行うケアマネジメント実施の検討、ピアカウンセリン
グの活動支援

相談窓口の充実とネットワーク化の推進

泉大津公共職業安定所障害者雇用連絡会等を通じた福祉部門と教育部門と連携し
た就労支援の充実

事業所等に対する各種制度の周知や障害者雇用に対する理解を深めるための
働きかけ

在宅就労の業務に必要な技術等を身につける講座の実施や仕事の開発など、
支援のあり方を研究

泉大津公共職業安定所等の専門機関と連携し、障害種別に対応した就職に関

する相談・助言や、就職後の生活を含めた支援のあり方について、障害者生活支援事業との関連を含めて検討

市各部署における職域の開発や庁舎のバリアフリー化などの環境整備、公共施設等における就労機会の開拓などの推進

授産施設や共同作業所のニーズに応じた施設整備の促進、通所更生施設などのあり方の検討、認可施設への移行促進

福祉的就労の機会づくりの受け皿となる当事者団体等の主体性・独自性を生かした組織づくりの検討

(3) 母子家庭施策 [和泉市児童育成計画～エンゼルプラン～(平成11年3月)]

職業訓練(パソコン講習会)の充実、職業能力(専門機関での講習会受講者向け補助)の開発、事業者等への法律や制度の周知・就労環境の改善

性別役割分業意識の是正、男女が対等なパートナーとして参画できる雇用の環境づくり

保育サービスの充実(延長保育、病後児保育、休日・夜間保育等)

留守家庭児童会(仲良しクラブ)の充実

雇用機会の拡大(トリヴェール和泉・テクノステージ和泉への進出企業等)

短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)の充実

夜間養護事業(トワイライトステイ事業)の充実

生活援助・支援サービス(介護人派遣制度、母子寡婦福祉資金、生活援助サービス等)の充実

福祉住宅の確保

(4) 女性施策 [和泉市女性行動計画～オアシスプラン～ (平成 7 年 3 月)]

職業能力の開発支援 (職業能力の開発、職業紹介)

女子学生の就労支援

キャリアを継続させるための働きかけ (労働意欲と協力体制の啓発、国への働きかけ、事業主への働きかけ、子どもへのケアの充実、健康管理への指導啓発)

パート労働者の権利に対する知識の徹底 (パートの労働者の権利の周知)

事業主に対する指導・啓発 (労働条件の明示、労働条件向上の指導、パート雇用労務管理者の専任)

パート労働者の退職金制度

労働政策推進体制の強化・充実 (労働政策推進体制の充実、女性の就労状況実態調査の実施、労働者センターの創設)

労働意識の啓発 (労働意識の啓発、雇用における差別をなくすための啓発、セクシュアル・ハラスメント対策)

(5) 今後の同和行政推進に向けて (平成 10 年 2 月)

就職差別の撤廃 (事業主に対する啓発指導の強化、企業の体制の充実促進、市民意識の高揚)

雇用の促進・職業の安定

職業能力の開発・向上 (職業能力開発・向上の講習会、助成、情報提供と誘導)

5. 既存の就労支援施策・事業の現況

1) 本市における就労支援施策・事業

本市において就労支援として取り組んでいる施策・事業は、おおむね次のようなものがあります。

< 職業相談・労働相談等 >

職業相談……専門の相談員の派遣をハローワーク等に依頼し、常設の職業相談を実施

サンライフ和泉 土日祝・休館日を除く毎日、午前10時～午後4時
総合福祉会館 土日祝・休館日を除く毎日、午前9時～午後5時
(高齢者職業相談コーナーを設置し、高齢者の職業あっせん紹介を専門に)
和泉中央丘陵出張所 毎週火・木曜日、午前10時～午後4時

巡回職業相談……求職相談者の希望職種、希望賃金、過去の職歴・技能・資格を聞き、ハローワークが持参する求人ファイルから適職を選び、求職者と相談しながら紹介・あっせんをハローワークと市の職員が出張し、職業相談を行っている。

解放総合センター(平成13年4月からは「人権文化センター」)
火曜日、午後2時～午後4時
幸会館(同じく4月からは「人権文化センター 幸分館」)
水曜日、午後4時～午後8時
王子会館(同じく4月からは「人権文化センター 王子町分館」)
木曜日、午後2時～午後4時

労働相談……担当の相談員が相談内容に関する法律や事例を紹介し、基礎的な知識や解決のための助言、対処方法などを説明している

エコールいずみ 毎月第1日曜日、午後1時～4時
市民相談室 毎月第2金曜日、午後1時～4時

和泉中高年齢労働者福祉センター(サンライフ和泉)……中高年齢労働者の技術講習、健康増進、ゆとり増進の施設

和泉市勤労青少年ホーム(ヤングビレッジ)……勤労青少年の憩いの場として、また勤労青少年の健全な育成を図るために、技術講習や健康増進、趣味、

ゆとり増進の施策等を実施

就職情報フェア……就職・雇用情勢がきびしい中であって、求職者への求人情報の提供や各種相談を行うことにより、就職の促進に資するとともに、企業にとっても有能な人材を採用する機会とすることなど就労の促進と雇用の安定を図るため、市、府、ハローワーク、商工会議所などで構成された実行委員会によって実施

【就職情報フェアの結果概要】

		平成11年	平成12年
来客・来館者数		280名	208名(男114名、女94名)
求人企業・事業所数		15社	15社
求人数		193名	85名
職業相談		137名(男84名、女53名)	137名(男84名、女53名)
合同就職面接会	面接	16名(男9名、女7名)	29名(男14名、女15名)
	採用	3名(男0名、女3名)	6名(男4名、女2名)
	不採用	13名(男9名、女4名)	23名(男10名、女13名)
職業紹介(求人展示コーナー、パソコンによる求人検索)	紹介	16名(男2名、女14名)	14名(男5名、女9名)
	採用	2名(男1名、女1名)	2名(男1名、女1名)
	不採用	14名(男1名、女13名)	12名(男4名、女8名)
パソコン求人検索 利用者数		65名	59名
適性診断相談数		32名(男15名、女17名)	44名(男20名、女24名)
労働相談		3件	2件
福祉人材コーナー		12件	17件

< 技能・技術向上等 >

パソコン(ワープロ3級、ビジネスコンピューティング3級)資格取得講習会……企業のOA化に伴い、企業が求める人材を養う意味で、また市民のニーズに基づく観点から資格を取得するため、検定合格をめざす講習会を実施

簿記(2級・3級)資格取得講習会……就職への早道として、比較的取得しやすく、事務職には重要な技術である簿記の講習会を実施

再就職講習会……再就職の困難の原因の一つである今までの仕事に対する執着と、未知の仕事への不安、求職のミスマッチを解消するため、就職観念の転換と技術の習得を図る講習会を実施

再就職促進講座(初級システムアドミニストレーター講習会)……離職・転職を繰り返す若年者の職業観念の高揚と技術を習得させ、職業能力の向上を

図り、企業が求める人材育成を実施（初級システムアドミニストレーター…国家試験である情報処理技術者試験の一区分であり、企業内でユーザー部門の一員として定期的事務処理を中心に従事するかたわら、部門やグループ内の情報化を利用者の立場から推進、実施する業務にも就き、システム提供者にユーザー部門の立場で意見、要望を提起する人材）

会社員基礎知識講習会……若年層及び就労経験の少ない者を対象に、ビジネスマナーをはじめ、会社員としての基礎知識を習得させ、即戦力となる人材として就労を促進

新規学卒就職者激励大会……新規学卒就職者が本市の産業振興の担い手として、就職されたことを歓迎し、一日も早く地域社会に溶け込んで、未永く勤務できるよう市、商工会議所、企業が一体となって激励

職業能力開発奨励補助制度……勤労者の能力開発及び就職を容易にする目的を持って指定した講習会を受講し、修了した者に対する受講料を補助（1講習の限度額2万円）

< 障害者・児童福祉施策等 >

「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業（モデル事業）」……障害者版の介護保険制度の導入に向けて、身体障害者・知的障害者・精神障害者それぞれに応じたケアプランを策定するため、その中心的な役割を担う障害者ケアマネジャーの養成を実施中（本市は知的障害者のケアマネジャー）

保育サービス・特別保育サービス………保育に欠ける児童を市内の保育所において保育

【和泉市保育園一覧表】

(平成13年4月1日予定)

	保育園名	所在地	定員	保育年齢	保育時間	
					平日	土曜
公立	国府第一	井ノ口町 6 - 42	150	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	国府第二	府中町 5 - 6 - 33	100	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	和泉	伯太町 2 - 5 - 16	120	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	芦部	芦部町 250	120	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	北池田	池田下町 1984 - 1	120	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	南池田第一	浦田町 1414 - 1	120	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	南池田第二	国分町 59 - 1	60	3歳～5歳	8:00～17:00	8:00～12:30
	横山第一	福瀬町 188 - 1	60	3歳～5歳	8:00～17:00	8:00～12:30
	横山第二	仏並町 1739	60	3歳～5歳	8:00～17:00	8:00～12:30
	南横山	父鬼町 1509	60	3歳～5歳	8:00～17:00	8:00～12:30
	南松尾	久井町 500 - 1	90	3歳～4歳	8:00～17:00	8:00～12:00
	緑ヶ丘	緑ヶ丘 3 - 1 - 12	120	6か月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	北松尾	いぶき野 2 - 27 - 1	120	6か月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	信太第一	王子町 986 - 1	60	3歳～5歳	8:00～18:00	8:00～15:00
	鶴山台第一	鶴山台 2 - 2 - 6	120	6か月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	鶴山台第二	鶴山台 3 - 2 - 1	120	6か月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	幸	幸 2 - 7 - 44	120	6か月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	あさひ	幸 2 - 10 - 9	120	6か月～5歳	8:00～18:00	8:00～18:00
	くすのき	王子町 64 - 1	120	6か月～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30
	民間	すいせん	今福町 2 - 1 - 1	120	9週～5歳	7:30～19:30
和泉ひかり		光明台 3 - 3	150	9週～5歳	7:30～19:30	7:30～19:30
和泉まゆみ		黒鳥町 1 - 5 - 3	150	9週～5歳	7:30～19:30	7:30～19:30
池上わかば		池上町 248 - 4	90	9週～5歳	7:30～19:30	7:30～19:30
てらかど		寺門町 2 - 7 - 5	150	9週～5歳	7:30～19:30	7:30～19:30
クレアール		いぶき野 5 - 3 - 7	120	9週～5歳	7:00～21:00	7:00～21:00

【保育サービス等の概要】

(平成13年4月1日予定)

	公立(所)	民間(園)	合計(園)
一時保育	1	2	3
休日保育	-	1	1
乳幼児健康支援一時預り事業	医療機関併設		1
地域子育て支援センター	1	1	2

仲良しクラブ（放課後児童健全育成事業）……留守家庭の小学生 1～4 年生
を対象に実施。

【仲良しクラブの概要】

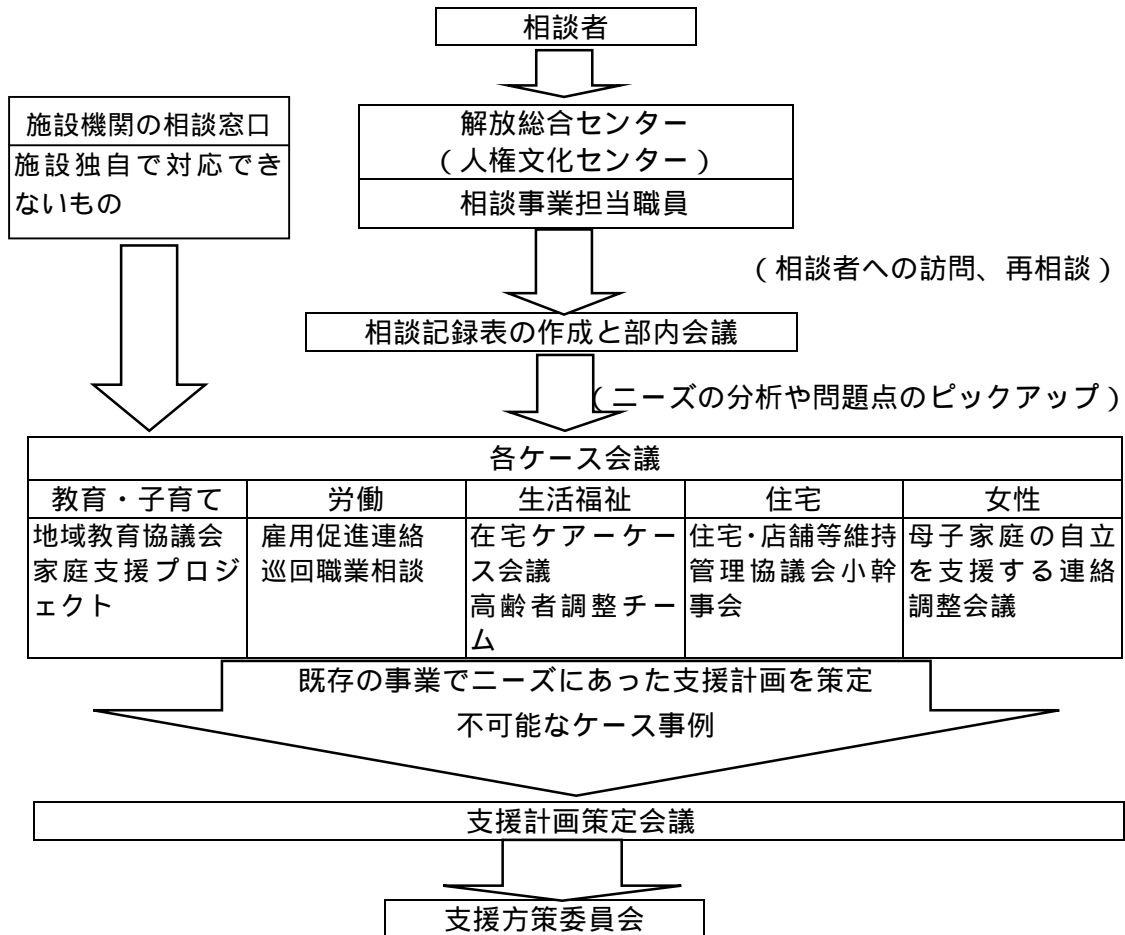
（平成 13 年 3 月末日現在）

仲良し クラブ名	定員 (名)	最大 (名)	開設時間
国府	80	110	・月曜日～金曜日……放課後 ～午後 5 時 ・第 1・3・5 土曜日……放課後 ～午後 5 時 （学校の授業がある日） ・第 2・4 土曜日……午前 9 時～午後 5 時 （学校が休みの日） ・長期休業日等……午前 9 時～午後 5 時 （春・夏・冬休み等）
北池田	70	85	
いぶき野	75	90	
鶴山台北	70	85	
和気	60	70	
北松尾	60	70	
光明台	40	55	

ファミリーサポートセンター事業……保育・介護・家事等のサービス利用希望者と提供希望者を仲介・あっせんすることによって、仕事と子育ての両立を支援するため、実施に向けて検討中

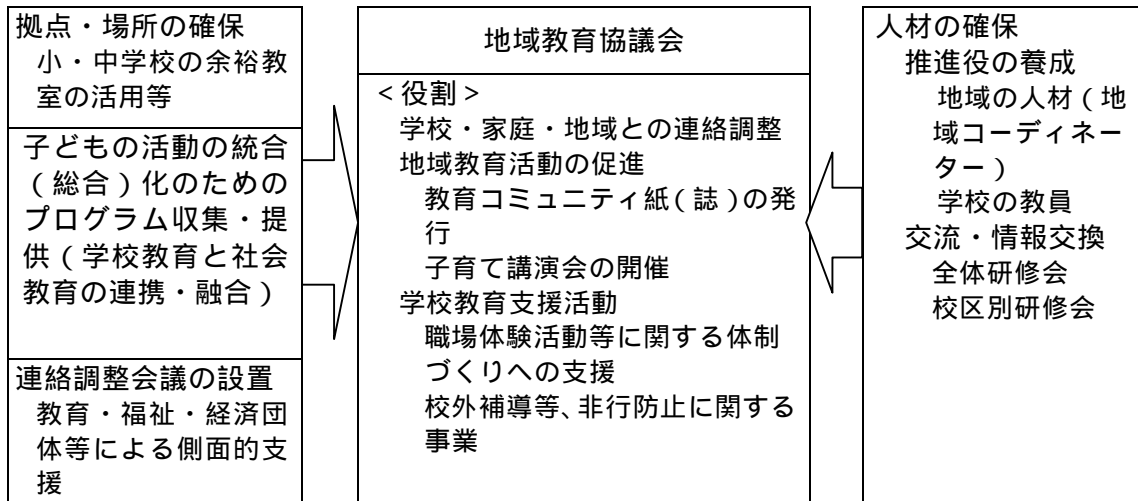
解放総合センター（４月から「人権文化センター」）総合相談事業……教育・子育て、労働、生活福祉、住宅、女性問題などに関する相談内容を「相談記録表」を通じて、専門家が集まったケース会議・支援方策検討会議を開催し、それぞれに応じた支援計画を策定

< 解放総合センター（４月から人権文化センター）の総合相談事業フローチャート >



体験学習……中学 2・3 年生対象で、地域の事業所を開拓し、3 日間の職場体験を実施

地域教育協議会（すこやかネット）……各中学校区に地域が一体となった取り組みを促進することにより、学校と家庭・地域の連携による総合的な教育力の再構築をめざした教育改革を推進（準備中）



参考資料出典：大阪府教育委員会

2) 国・府などにおける就労支援施策・事業

本市以外で国や府などが就労支援として行っている施策・事業は、おおむね次のようなものがあります。

< ハローワーク（公共職業安定所） >

府内に 18 か所あり、仕事を探している人（求職者）にはその希望と能力に最も適した職業を、人材を求めている事業主には最もふさわしい人材を紹介することによって、人と仕事を結ぶことを基本的業務としています。また、雇用保険の適用（被保険者資格の取得、喪失など）、失業給付・育児休業給付・教育訓練給付等各種給付金の受給資格の決定・支給、雇用調整助成金等各種助成金の申請の受付・支給などを行っています。

なお、本市を所管するのは、「ハローワーク泉大津」（泉大津市旭町 22 - 9、TEL：0725 - 32 - 5181、FAX：0725 - 22 - 2284）です。

< 大阪障害者職業センター >

障害者に対して、地域のハローワークとの密接な連携のもとに、職業能力・適性等の評価や職業リハビリテーション計画の策定、就職後のフォローアップを行っています。また、職業準備訓練、職域開発援助事業、職業講習を行っています。

大阪障害者職業センター：大阪市中央区久太郎町 2 - 4 - 11

（TEL：06 - 6261 - 7005、FAX：06 - 6201 - 7066）

大阪障害者職業センター南大阪支所：堺市長曾根町 130 - 23 堺商工会議所 5F

（TEL：0722 - 58 - 7137、FAX：0722 - 58 - 7139）

< 府立高等職業技術専門学校（テクノセンター） >

就職しようとする人、離職を余儀なくされた人で再就職をめざす人等を対象とした 6 か月から 2 年（科目により異なる）の職業訓練を行っています。また、比較的短期間で新しい知識やより高度な技能を習得したい人を対象とした「テクノ講座」も実施しています。

松原高等職業技術専門学校：松原市上田 6 - 245

（TEL：0723 - 32 - 7816、FAX：0723 - 32 - 7818）

堺高等職業技術専門学校：堺市鳳南町 5 - 548

（TEL：0722 - 71 - 0066、FAX：0722 - 71 - 0067）

守口高等職業技術専門学校：守口市京阪本通 2 - 11 - 18

（TEL：06 - 6991 - 1868、FAX：06 - 6991 - 1846）

東淀川高等職業技術専門校：大阪市東淀川区井高野 3 - 2 - 30

(TEL : 06 - 6340 - 2224、FAX : 06 - 6340 - 2261)

芦原高等職業技術専門校：大阪市浪速区木津川 2 - 3 - 15

(TEL : 06 - 6561 - 5383、FAX : 06 - 6561 - 5318)

東大阪高等職業技術専門校：東大阪市菱江 300

(TEL : 0729 - 64 - 8836、FAX : 0729 - 64 - 8904)

夕陽丘高等職業技術専門校：大阪市上汐 4 - 4 - 1

(TEL : 06 - 6776 - 9900、FAX : 06 - -)

< 大阪障害者職業能力開発校等 >

大阪障害者職業能力開発校では、身体障害者及び知的障害者を対象に 8 科目の訓練と在職者を対象としたテクノ講座を実施している。また、身体障害者、視覚障害者、知的障害者を対象とする訓練を社会福祉法人 5 施設に委託し、実施しています。

一方、芦原高等職業技術専門校では、身体障害者を対象に訓練を実施しています。

< 大阪地域職業訓練センター「A'ワーク創造館」(財)大阪生涯職業教育振興協会運営 >

教育訓練の受講が困難な中小企業の事業主や労働者をはじめ歴史的、社会的に困難な課題を抱えている人びとを対象に、多様な職業教育機会を提供しています。

レディメイド講座：「パソコンはじめ」などの 1 日体験講座、パソコン(Windows、Office、Mac)、DTP、CAD、インターネットなどの OA 系、デザイン系、開業支援講座、貿易実務などのマネージメント系、英語・ハングル語等の語学系の各種講座等

オーダーメイド講座：企業や団体のニーズに併せてオリジナル講座を実施

大阪地域職業訓練センター (A'ワーク創造館) : 大阪市浪速区木津川 2 - 3 - 8

(TEL : 06 - 6562 - 0410、FAX : 06 - 6562 - 1549)

第3章 就労支援の基本方針

1. 就労支援事業の理念

1) 基本理念

本市が、市民一人ひとりの能力、個性、技術・技能、経験などを生かし、自己実現の一つであり、基本的な人権の重要な要素である“雇用・就労”の実現を支援するためには、就労阻害要因の除去・解消・解決に向けて、総合的に取り組んでいく必要があります。

これは、労働市場が大きな構造変化に直面する中、労働力需給のミスマッチの解消や地域に密着した新たな事業起こしや事業展開などを図るためには、本市の地域資源や地域特性を活用しつつ、新規雇用機会の創出、職業能力開発の充実、労働力需給の調整機能の強化などの就労施策を具体的に検討し、実施していく必要があると考えられるからです。

そこで、就職困難者等をはじめとした働く意欲のある市民一人ひとりが、自らの意思に基づき、その能力や個性、技術・技能、経験などを生かして、自己実現の一つの手段として取り組み、生きがいや生活に必要な糧を得ることのできる“就労”という基本的な権利を尊重することができる社会の実現をめざし、「就労支援事業」を展開します。

なお、この「就労支援事業」とは、市民自らが努力して自分らしい働き方を創りあげていくことに向け、地域などが一体となって、さまざまな資源などを活用し、一人ひとりの就労・就業に対して理解し、協力を惜しまないことを意味します。また、「就労支援事業」を推進することによって、働く意欲のある人びとの就労を実現するとともに、地域の活力・活気を生み出し、地域経済の活性化につながることを期待しています。

そこで、市民一人ひとりが働く意欲を高め、自らのライフスタイルにふさわしい働き方（職業観・ワークスタイル）の確立をめざして、関係機関の協力・連携のもと、「就労支援事業」を進めていきます。

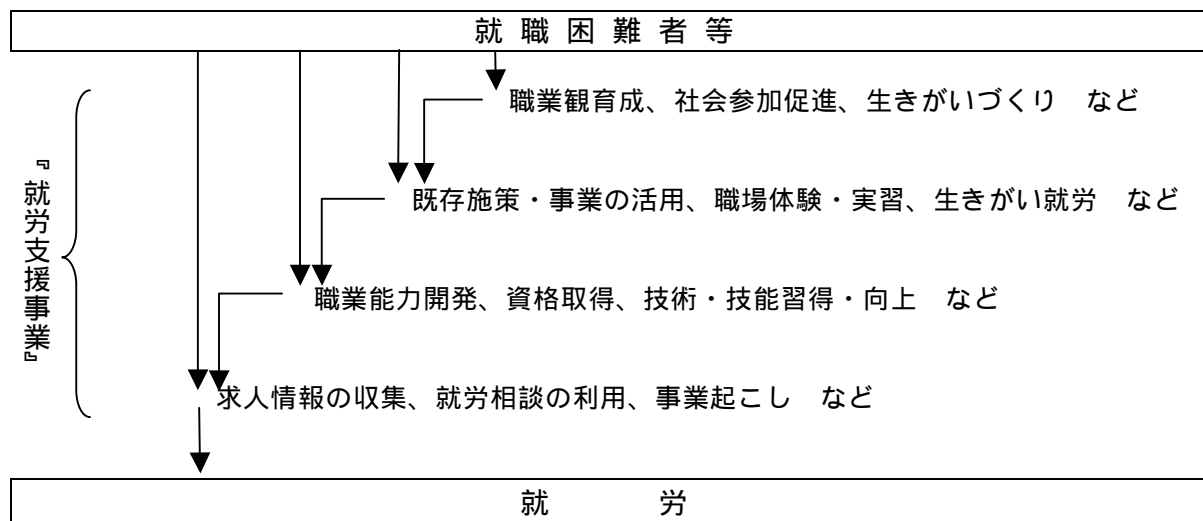
2) 基本的な展開方向

就労支援事業とは、障害者、母子家庭の母親、中高年齢者、同和地区出身者などの中で、働く意欲を持ちながら、就職に際して困難な課題を抱える人びとの「就労阻害要因」を除去・解消・解決し就労につなげること、将来生活設計や職業観などについての意識や関心が低い若年者（いわゆる「学卒無業者」等）の意識・意欲を助長し就労につなげることを目的に、「地域が支援することにより、一人ひとりが自立・就労していくシステム」を本市の関係部局・機関が協力・連携し、地域一体となって構築し、一人ひとりに応じた就労支援の個別メニューを作成することにより、働く意欲のある市民誰もが意欲と能力に応じて生き生きと働くことのできる社会の実現をめざすものです。

なお、就労支援事業は、本市の働く意欲のある全市民を対象としつつも、基本的には、複合的な就労阻害要因のため、就労の前段階において、やむを得ず働くことをあきらめたり、求職活動を行うことができない「就職困難者」と、就労意識が低い「若年者」を合わせた『就職困難者等』を対象に実施していきます。

《就労支援事業の視点》

～ 就労阻害要因の除去・解消・解決に計画的・段階的に取り組んでいく～



2. 就労支援事業の推進体制とその役割

1) 就労に至る基本的な流れ

就職困難者等に対して、『就労支援事業』を推進し、“就労”を実現するための基本的な流れは、おおむね次頁のようになるものと考えています。

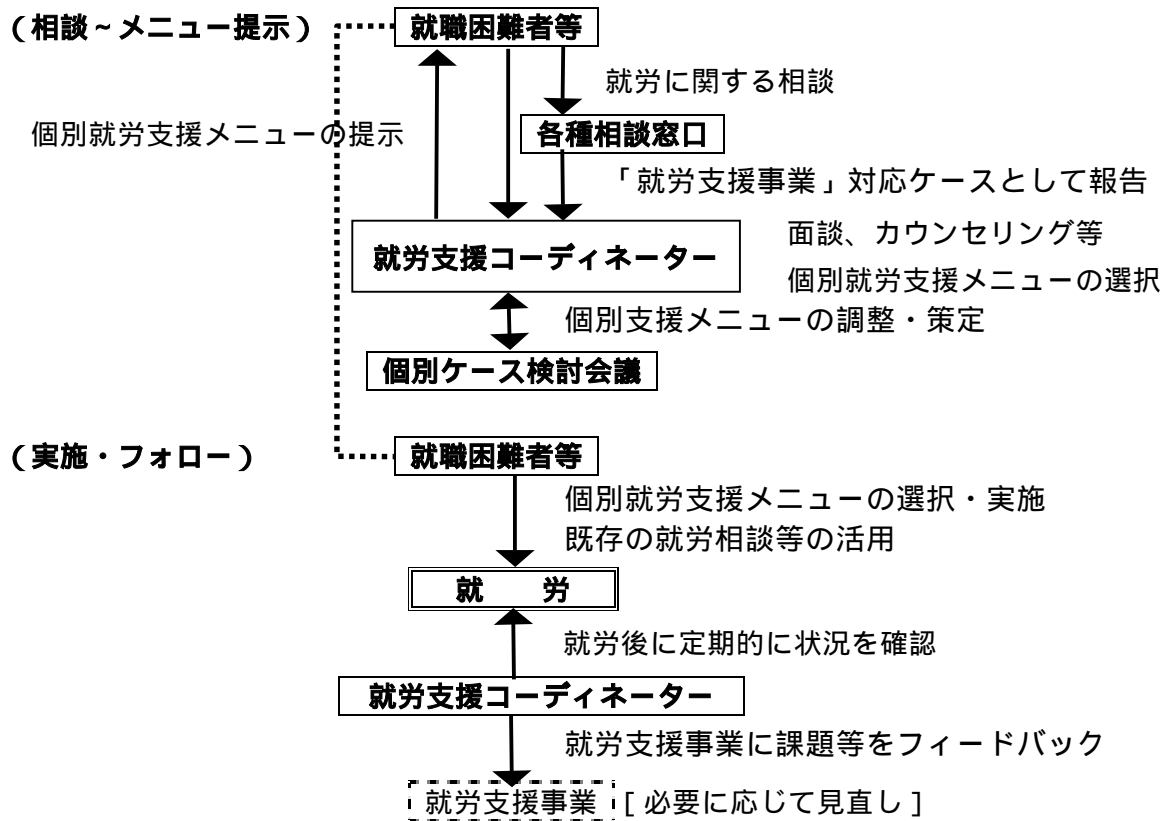
この『就労支援事業』とは、働く意欲のある障害者や母子家庭の母親、中高年齢者などは、求人数が限定されており、それぞれの個別事情・就労阻害要因の除去・解消・解決は、通常の就労相談などでは対応が難しい状況にあることから、就職困難者等の個別ニーズを的確に把握し、さまざまな情報提供と合わせて、阻害要因の除去・解消・解決につながる場・機会を提供するものであるといえます。

なお、専門の「就労支援コーディネーター」については、その確保・養成に時間を要することが想定されるため、当面は、庁内関係各課・セクションによる「就労支援推進会議」などによって、連携・調整と、「個別支援メニュー」の策定などを行う予定です。

また、就労を実現した後のフォローに関しては、当面「就労支援担当セクション」と「各種相談窓口」が「就労支援コーディネーター」の役割を果たす予定です。

次頁以降の体制及び組織などについては、原則的には新たな体制・組織などであることから、「(仮称)」が必要ですが、表現上(仮称)を省略しています。

《就労支援事業の基本的な流れ》～就職困難者等が就労に至る流れ～



「就職困難者等」本人もしくはその家族などが、「各種相談窓口」あるいは「就労支援コーディネーター」に就労に関する相談に訪れる。

「各種相談窓口」の場合は、「就労支援コーディネーター」に報告する。

「就労支援コーディネーター」は、就職困難者等に対して個別面接相談、カウンセリングなどを実施し、それぞれの就労阻害要因を把握する。

「就労支援コーディネーター」は、「就労支援メニュー」の中から「就職困難者等」一人ひとりに最適と考えられる施策・事業などを選択し、「個別就労支援メニュー」を作成する。

福祉・教育・生活・雇用・労働などの各分野の専門家による「個別ケース検討会議」は、「就労支援コーディネーター」が作成した「個別就労支援メニュー」を調整し、共同して策定する。

「就労支援コーディネーター」は、「個別就労支援メニュー」を「就職困難者等」本人もしくはその家族に提示・説明し、「個別就労支援メニュー」の選択と参加・参画を指示・助言する。

「就職困難者等」は、「個別就労支援メニュー」を選択し、それぞれを体験・実施することによって、就労阻害要因の除去・解消・解決に努める。

「就職困難者等」は、ハローワークなどで行われている既存の就労相談や事業起こしなどを通じて、就労を実現する。

「就労支援コーディネーター」は、定期的に当事者の状況を調査・確認する。

「就労支援コーディネーター」は、課題・問題点等を整理し、「就労支援事業」の企画・内容などにフィードバックする。

2) 就労支援事業の推進に向けた体制とその役割

『就労支援事業』を推進するためには、就職困難者等にとっての身近な相談窓口である本市が中心となって、さまざまな部門・分野の専門・関係機関などと連携し、就職困難者等それぞれの個別の事情に応じて、就労に至る具体的な提案を作成することが必要となります。

そのためには、就職困難者等に対して親身・親切に対応し、適切に指導する「就労支援コーディネーター」をはじめとした、次のような体制を構築し、それぞれの役割を担っていく必要があると考えています。

《就労支援事業の推進体制・役割分担のイメージ》

➤ 各種相談窓口

市民相談、労働相談、女性相談、人権相談、心配ごと相談、母子相談、職業相談、障害者・高齢者相談等の市民の生活に関する既存の相談窓口を、就労問題に関しても門戸を拡大
就職困難者等の基本的な調査やカウンセリングなどについても一部を担当

➤ 就労支援コーディネーター

就職困難者等に対して、就労に関する意識や希望・適性などを精査し、必要と考えられる「個別就労支援メニュー」を策定
就労施策に精通し、生活支援や福祉施策などにも一定の理解が必要であることから、コーディネーター養成研修・講座を受講
プライバシーの問題などがあり、行政職員でない場合は、公的な資格などとして認証することが課題
『就労支援事業』の実施に際して、地域の企業・事業所などへの協力・協賛の依頼、事業起こしや事業開拓などの指導・アドバイスを担当

➤ 就労支援事業メニュー

就職困難者等の就労阻害要因の除去・解消・解決に向けて、就労に関して取り組むべき事業と、就職困難者等の日常生活を支えるために必要な施策・事業全般を総称。
多様な施策・事業の中から「就労支援コーディネーター」は、「就職困難者等」の適性や技術・技能レベルなどを踏まえて、最適と考えられる施策・事業を「個別就労支援メニュー」として選別

➤ 個別ケース検討会議

相談窓口担当者や「就労支援コーディネーター」、関係各部課の担当者（就労支援推

進担当者)などが必要に応じて、「就職困難者等」の個別ケースに関しての自立支援全般に関する連携・協力などを調整

「就労支援コーディネーター」が策定した「個別就労支援メニュー」の検証と就労支援事業の円滑な実施に向けた検討・調整

➤ 就労支援推進会議

「各種相談窓口」に持ち込まれるさまざまな相談内容の中から『就労支援事業』として積極的に取り組むべきケースを認定・承認するとともに、庁内関係各課・セクションなどの施策・事業を総合的に調整し、個別のケースに応じた推進体制などを確立・指導

庁内関係各課・セクションの責任者などで構成。必要に応じて、庁外の関係者・関係機関との連携・協力体制を整備

➤ 就労支援担当セクション

就労に関する庁内での総合的なコーディネート組織、統括組織。「就職困難者等」と日常的に接する「就労支援コーディネーター」や関係各課・セクションに配置される「就労支援推進担当者」などとの連携・調整・指示・指導などを担当

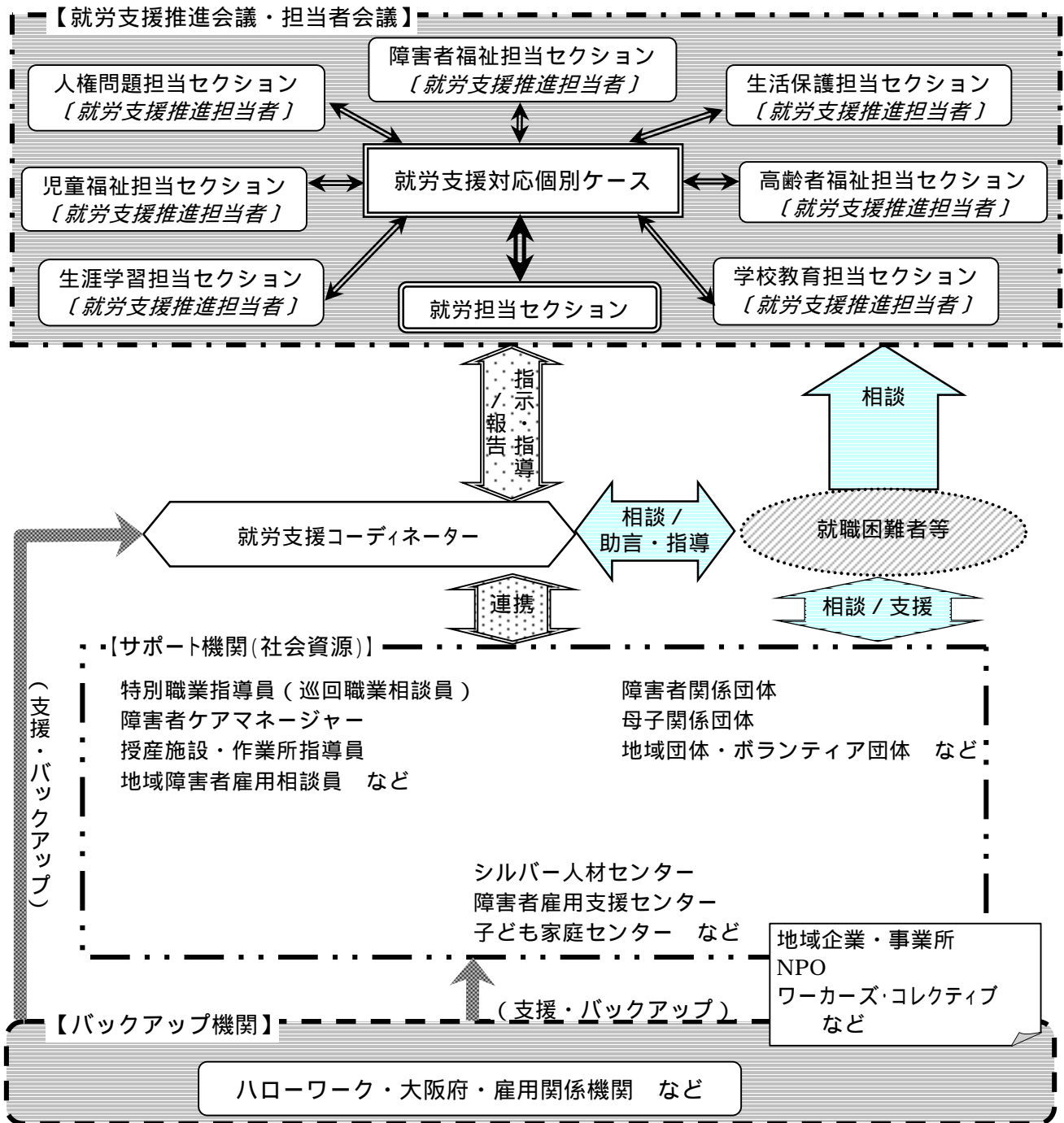
就労に関するさまざまな情報の集約と提供など、就労に関する情報を一元的に管理
「就職困難者等」の阻害要因の除去・解消・解決に至らない課題などに関して、新たな「就労支援事業メニュー」を開発・研究

➤ 就労支援推進担当者

庁内の関係各課・セクションなどで展開されるさまざまな就労施策・事業を総合的に展開するための関係各課・セクションの調整・連携担当者

「就労支援担当セクション」や「就労支援コーディネーター」などと密接に連携・調整を図り、「就職困難者等」の就労の実現を支援

《就労支援事業の推進体制イメージ》

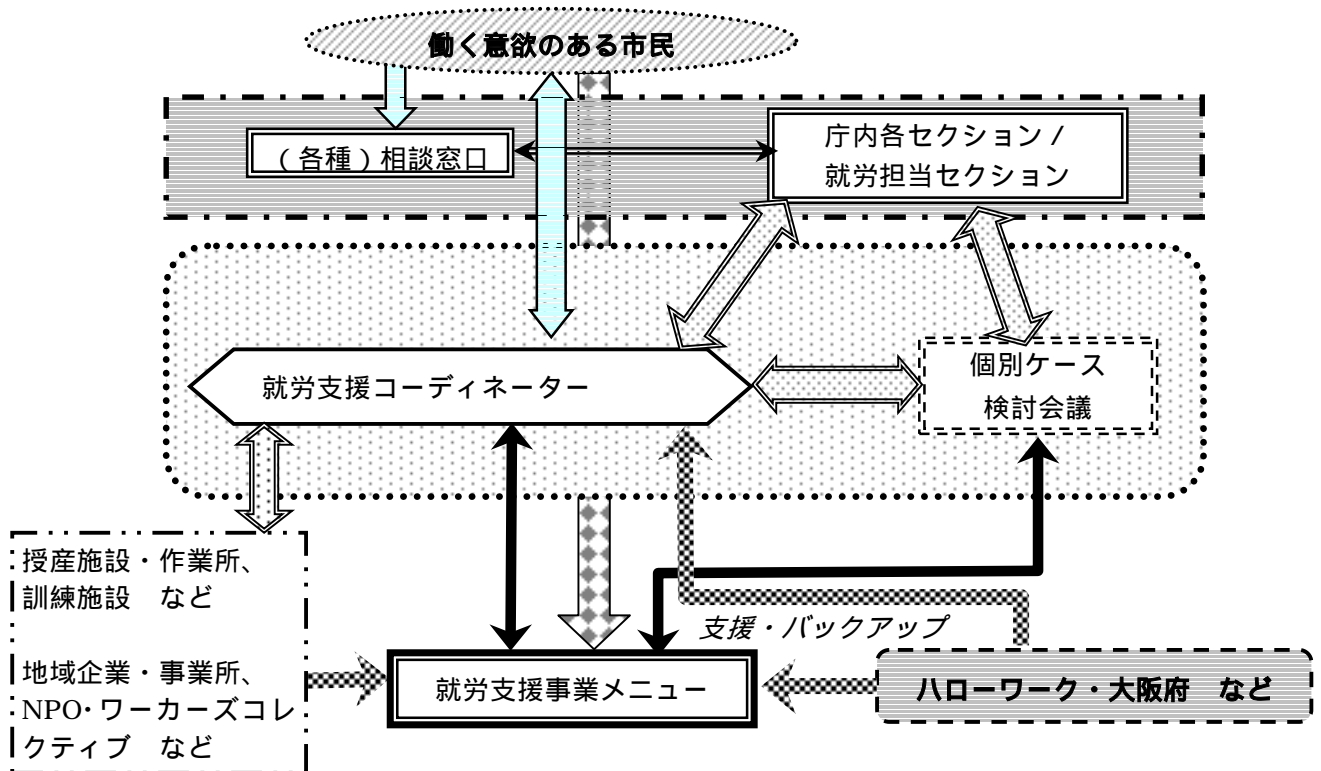


3) 就労支援事業の将来イメージ

『就労支援事業』は、当初は、働く意欲を持ちながら、就職に際して複合的な阻害要因を有する「就職困難者等」を対象に推進していきます。しかしながら、中・長期的には『就労支援事業』が定着し、「就職困難者等」の就労が着実に実現するようになるものと考えています。そして、将来においては、働く意欲のある市民すべての就労支援のための取り組みとして発展させていくべきであると考えています。

このためには、庁内に限らず、就労に関係する関係者・関係機関・関係セクションなどがより一層連携を強化し、それぞれが有するさまざまな施策・事業を総合的に企画し、提供していくことが必要と考えています。

《就労支援事業の将来イメージ》



3. 就労支援事業に関連する課題

「就職困難者等」の抱えるさまざまな課題のうち、就労支援事業の推進だけでは除去・解消・解決することが困難なものについては、国や府などにその改善を要望・要請・働きかけていきます。

求人に際しての年齢制限の撤廃に関する要望

母子家庭や中高年齢者などから強く出されている要望であり、子育てが一段落した後には就労しようとする、求人が35歳未満などと限定されてしまうため、正規雇用ではなく、パートやアルバイトなどしか求人がないと指摘されています。

同様に、高齢者についても、年齢的に適合した求人が極端に少なく、フルタイムに限定しないような求人についても、絶対量が少ないとされています。

このため、企業などが求人する場合は、特殊な場合を除き、年齢を限定しないで年齢的に多少前後する場合も、面接・採用を義務づけるようなことが要望されています。

女性の再就職の機会の確保と就労環境の改善の要望

結婚・出産などにより一時的に退職する女性が多く、再び就職するに際しては、仕事と育児の両立が時間的・体力的に負担が大きく、退職前までの専門的知識・技術やキャリアなどを十分生かせる機会が少ないなどの問題があげられています。

このため、家事や育児などを行いながら継続的に就労できるよう、職業生活と家庭生活の両立に対するより一層の支援を図っていくとともに、育児・介護後の再就職などに際しても、フルタイム、パートタイムを問わず、良好な就労機会を確保できるような環境整備を、制度的に整備したり、企業などに働きかけていくことが求められています。

子育て世帯などに対する配慮

母子家庭や幼児などのいる家庭などからの要望として、子どもの病気時などにおいて、就業時間や業務内容などを臨機応変に対応できるような、制度・仕組みが要望されています。基本的には、当事者と企業などとの契約内容に関するのですが、採用時の労働条件と現実の労働条件が異なるなどの指摘も多く、企業などに対する強力な指導・監督が求められており、制度化などによって、企業の責任を明確にすることが求められているものととらえています。

障害者の職場適応に向けての要望

障害者は、一人ひとりが障害の特性・特徴、ニーズが異なることなどから、一人ひとりに適応した実践的かつ効果的な職業リハビリテーションを実現することが基本とされています。

このためには、関係機関との密接な連携や協力の下に、必要な情報を共有する体制の整備をはじめ、障害者の就職や職場適応を適切に支援していくために、関係機関を含めた職業リハビリテーションに関する人材養成と資質の向上、さらには、職場において障害者職業生活相談員等の関係者による職場定着推進チームの設置や、適切な雇用管理の推進などを総合的に指示・指導していくことが求められています。

扶養家族制度などに関する要望

現在の税制度では扶養家族としての収入が年間103万円が区切りとなっていることから、女性が家事などをこなしながら、就労する場合に、その限度額を意識することが多く、積極的な就労につながっていないとの指摘があります。また、母子家庭に関しては、子どもの医療費助成や児童扶養手当に関しても、所得による制限があり、収入を多くしようと働いた結果、減額されてしまう場合があるなどの問題が指摘されています。

このため、これらの制度の見直しに関する要望が多くあり、女性などの就労意欲を助長するような制度となることが期待されています。

4. 就労支援事業メニュー

「就職困難者等」が、就労阻害要因の除去・解消・解決を図り、就労を実現するために必要と考えられるさまざまな施策・事業を「就労支援事業メニュー」として類型化します。

なお、この類型化に際しては、「就職困難者等」が安心して『就労支援事業』を選択し、実施するための前提となるメニューを含めています。

< 就労支援事業メニュー類型 >

- 1) 就職困難者等が「就労」を本格的に取り組むための前提となるメニュー
- 2) 就職困難者等が「就労」を実現するために実践する必要があるメニュー
- 3) 就職困難者等の「就労」を地域が一体となって支えるために必要なメニュー
- 4) 身近な地域で「就労」の機会・場を確保・創出するために必要なメニュー

1) 就職困難者等が「就労」を本格的に取り組むための前提となるメニュー

「就職困難者等」が育児や介護の問題などを心配することなく、『就労支援事業』や「就労」を実現できるように必要不可欠と想定されるメニューの多くは、既存の福祉施策などで構成します。

< 就労支援事業メニュー >

「就職困難者等」の自立生活相談や支援の総合的な展開……障害者のための各種生活支援事業などを展開することにより、一人ひとりの事情に応じた施策・事業を総合的に展開

総合的・継続的なケアマネジメントの実施・推進……就労だけでなく、教育、自立生活、結婚など将来生活全般に関わる生活設計を「障害者ケアマネジャー」が中心となって策定

保育サービス等の充実……母子家庭をはじめ、乳幼児のいる家庭が家事・育児と就労を両立できるよう、延長・病後児・休日・夜間保育などのサービスと、留守家庭児童などを充実

生活援助・支援サービスの充実……就労に必要な外出ヘルパーや送迎サービスなどと、日常生活を支える配食サービスなどを充実

居住施設の確保……継続的な就労と雇用の安定のために必要な居住の場として、雇用促進住宅・公営住宅等の入居をはじめ、関係機関と連携し、福祉住宅、グループホームなどを確保

企業・事業所などに対する法律・制度の周知徹底……障害者や中高年齢者などの雇用促進に関する各種法律や制度などを広報・啓発

事業主に対する啓発指導・意識啓発の推進……障害者雇用などに関する職場研修や就労環境の整備に関して、事業主や管理者などに対する研修・啓発

「就職困難者等」の雇用に関する理解促進、雇用・就労環境の改善……障害者等の職場における理解を促進するための職場研修などを支援

パート労働者の待遇改善の周知・働きかけ……パート労働者に対する法律や各種制度などの権利と義務などを周知

職業生活設計の推進……企業における中高年齢者の退職準備や再就職などに関する相談・求人情報の提供を支援

【実施スケジュール】

就労支援メニュー	実施時期		
	短期	中期	長期
「就職困難者等」の自立生活相談や支援の総合的な展開	検討	実現化	拡大
総合的・継続的なケアマネジメントの実施・推進	養成	導入	定着
保育サービスの充実	展開	充実	拡充
生活援助・支援サービスの充実	展開	充実	拡充
居住施設の確保	展開	充実	拡充
企業・事業所などに対する法律・制度の周知徹底	展開	充実	拡充
事業主に対する啓発指導・意識啓発の推進	展開	充実	拡充
「就職困難者等」の雇用に関する理解促進、雇用・就労環境の改善	展開	拡充	定着化
パート労働者の待遇改善の周知・働きかけ	広報・啓発	充実	拡大
職業生活設計の推進		検討	展開

は早期（おおむね3年以内）に取り組むべき施策・事業

は中期（おおむね4～6年以内）に取り組むべき施策・事業

は長期（おおむね7～10年以内）に取り組むべき施策・事業

2) 就職困難者等が「就労」を実現するために実践する必要があるメニュー

「就職困難者等」が「就労」を実現するために、本人の職業観や職業意識の高揚を図り、資格取得や技術・技能の習得に向けて積極的に取り組んでいくべきメニューをとりまとめています。

< 就労支援事業メニュー >

既存施策・事業の活用・周知.....各セクションや関係機関などで実施・展開中のさまざまな施策や事業などに関する情報の提供、紹介・あっせん

体験学習・職業観の育成.....一人ひとりの生き方にふさわしいライフスタイルや働くことなどをカウンセリングや体験・研修などによって自らが確立

資格取得講座の受講.....専門的な職業や職種に必要な講座や研修などに関する情報の提供と受講を支援

技術・技能の習得・向上.....コンピュータ操作など最新の情報技術・技能を学ぶ機会・場の設定・紹介・あっせん

職場体験.....さまざまな職種・職場を実際に体験することにより、ワークスタイルを確立

【実施スケジュール】

就労支援メニュー	実施時期		
	短期	中期	長期
既存施策・事業の活用・周知	充実	拡充	拡充
体験学習・職業観の育成	展開	拡充	定着
資格取得講座の受講	展開	充実	拡充
技術・技能の習得・向上	展開	充実	拡充
職場体験	展開	充実	拡充

は早期（おおむね3年以内）に取り組むべき施策・事業

は中期（おおむね4～6年以内）に取り組むべき施策・事業

は長期（おおむね7～10年以内）に取り組むべき施策・事業

3) 就職困難者等の「就労」を地域が一体となって支えるために必要なメニュー

「就職困難者等」の「就労」を地域が一体となって支援・協力するために必要なメニューをとりまとめています。

< 就労支援事業メニュー >

地域企業ネットワークづくり.....「就職困難者等」が職業観の育成や職場体験などを身近な地域において実践することができるよう、受け入れや協力などの日常的な連携体制づくり

就労支援コーディネーターの養成・研修.....『就労支援事業』の要となる人材の発掘・養成、資質の向上

地域における「就職困難者等」を支える連携・見守り体制の整備.....「就職困難者等」の就労を日々の声かけなどを通じて、日常的に支援・応援し、地域社会の一員として積極的に対応・交流

職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成・派遣.....「知的障害者等」が職場においてほかの人びととコミュニケーションを図ったり、業務内容などに精通できるように助言・指導できる人材を確保・養成、派遣

「個別ケース検討会議」の運営.....就職困難者等の個別ケースと個別就労支援メニューなどを調整

企業の雇用開発環境づくり.....就職困難者等に委託あるいは発注できるような業務・職種の掘り起こしと、就職困難者等に適した職域の開発に関する研究の推進

バリアフリーのまちづくりの推進.....障害者や高齢者などが、通勤や業務の遂行などのために安心して安全に生活できるよう、道路の段差解消やエレベーターの設置など総合的な福祉のまちづくりとして展開。同時にこころのバリアフリーとして、差別意識や偏見などの解消、意識啓発も推進

【実施スケジュール】

就労支援メニュー	実施時期		
	短期	中期	長期
地域企業ネットワークづくり	展開	展開	充実
就労支援コーディネーターの養成・研修	養成	充実	拡充
地域における「就職困難者等」を支える連携・見守り体制の整備	試行	充実	拡大
職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成・派遣		試行	派遣
「個別ケース検討会議」の運営	展開	充実	拡充
企業の雇用開発環境づくり	働きかけ	研究	充実
バリアフリーのまちづくりの推進	推進	推進	推進

は早期（おおむね3年以内）に取り組むべき施策・事業

は中期（おおむね4～6年以内）に取り組むべき施策・事業

は長期（おおむね7～10年以内）に取り組むべき施策・事業

4) 身近な地域で「就労」の機会・場を確保・創出するために必要なメニュー

「就職困難者等」が一般企業などに就労するだけでなく、身近な地域などにおいて「就労」の機会・場を確保・創出するために必要な施策・事業などをとりまとめています。

< 就労支援事業メニュー >

- 地域資源の把握・発掘.....身近な地域において、介護や育児・教育などの生活関連サービスのニーズと、それらを供給する担い手の掘り起こし
- 事業起こし.....新規事業や新たな業態・業種などを立ち上げようとする個人あるいはグループを支援
- 生きがいワーカーズ育成.....高齢者などがその知識や経験を生かしながら、グループで事業を起こしたり、生きがいづくりと就労を結びつけた活動への支援
- 求人情報収集・提供.....インターネット・ホームページなどを活用し、自宅や公共施設などにおいて、最新の求人情報を入手・確認できるとともに、身近な地域などにおいて必要とされている求人情報などの収集・集約化を図り、それらを提供
- 起業家育成.....身近な地域において必要とされる事業や業務の開拓・掘り起こしを支援

【実施スケジュール】

就労支援メニュー	実施時期		
	短期	中期	長期
地域資源の把握・発掘	把握	事業化	定着
事業起こし		試行	実現化
生きがいワーカーズ育成	情報提供	支援	事業化
求人情報収集・提供	試行	充実	拡充
起業家育成		情報提供	支援

は早期（おおむね3年以内）に取り組むべき施策・事業

は中期（おおむね4～6年以内）に取り組むべき施策・事業

は長期（おおむね7～10年以内）に取り組むべき施策・事業

5. 就労支援事業の推進に向けて

本市は、この「和泉市就労支援計画」に基づいて、「就職困難者等」が、就労障害要因の除去・解消・解決を図り、自らの希望する就労を実現できるよう、国や府をはじめ、関係機関や団体などと連携・協力して、さまざまな施策・事業を展開するなど積極的に支援していきます。

また、就労支援事業の推進に際しては、我が国の雇用・就労形態の変化や失業率・有効求人倍率などの雇用環境の大きな変化も予想されることから、経済・労働情勢も重視しながら、関係者などの意見等も把握しつつ、柔軟かつ的確に対応していくとともに、状況に応じては、見直し・検討を行っていきます。

そして、この「就労支援事業」が働く意欲のある市民すべての支援施策として普及・定着していくことができるよう、関係機関と一体となって取り組んでいきます。